



金屬製エナメル塗
白地ニ黒文字入
直径一寸二分



金屬製エナメル塗
白地ニ黒文字入
直径一寸二分

〔町有 昭19「中畑村会議録」抜粋〕

3 矢吹原開拓

二八二〔明治元年六月矢吹宿方地方開発手入ニ付願上〕

乍恐以口書奉願上候

一久米石村六右衛門儀先年宿方地所開發手入仕候ニ付其村方役元江相断申候処当人之者早速呼取嚴重ニ指留被仰付返脚も有之候間其後等閑をいたし此度不得止事右場所江手入いたし候ニ付松宿より右村江組頭兩人ヲ以相掛合申候処役前之申儀者村方ニ而其他所江彼は申者六右衛門米吉兩人之者外ニ老も無御座候趣依而者兩人之者共ニ宿一統不添誠ニ心外之至リ奉存候此上白川県御役所之御沙汰罷成如何様之出入ニ相成莫左之諸入要相成候共金二十兩丈者宿備金ヲ指出し其外追々諸入用如何程相掛何卒久米石村江嚴重御掛合之程御聞濟

被仰付被下置候ハハ私共者勿論小味一統難有仕合奉存候 以上

明治元巳年六月二十五日

組頭 久太郎 仁右衛門

七郎 常吉

半蔵 庄右衛門

保四郎 米治郎

又 蔵 仙助

御役元

宿物代 民 蔵 印 伝 蔵 印

〔本町 熊田俊一家文書〕

二八三 〔明治三年三月須乗村起返り御願書〕

〔表紙〕

「起返り

御願書

磐城国白川郡須乗村扣へ」

乍恐以書付御願奉申上候

磐城国白川郡須乗村

三城目新池之上

字ひなた

一上田四反八畝六歩 寛政七卯年引統私領中□□手余り荒地引内

午ノ四月十日此起返候分計仰付候但起返地所

同断

一同 三反三畝歩 前々池成引

池成分是迄之通り御引ニ相成居候

右者当村方之儀極山中谷間冷水掛リ之土地薄地之村方ニ御座候処
慶安三年中本多能登守様御領分之砌御竿入ニ相成一畝一步も無御
用十一作焼畑等ニ至迄御改出御高請被 仰付必至と難渋仕追々人

少困窮ニ罷成潰退転之もの夥敷出来其後榊原式部大輔様御領分ニ
相成莫大之御引高被 仰付猶又徳川様御支配所ニ相成格別之諸御
救御手当尚又被仰付御百姓相統罷在候村方ニ御座候得共前書之場
所者三城目村新池より少しの雨ニ而も水支ニ相成候場所ニ有之年
柄より水腐水支ニ相成候処ニ而是迄差置候得共此度三城目村ニ而
無沙汰義当県御役所様江三城目村より右場所へ開発御願立仕候向
此度右村下役勇左衛門同菊蔵申来候間其向当村小前之もの共江申
論候処村方もの共此節当村御田地不足ニ而必至と難渋仕居候処ニ
御座候間猶又御一新ニ茂有之御時節前書之場所ハ須乗村前々池成
引古荒地所ニ有之猶又高掛上納仕永年弁納仕本高之地所ニ有之候
間起返開発方今般御見分之上厚以御慈悲ヲ須乗村江被 仰付度小
前一同以連印ヲ奉願上何卒格別之御慈悲御憐愍ヲ以右願之通りニ
御聞濟被 仰付被成下置候へ、莫太之御慈悲と小前一統重々難有
仕合ニ奉存候 以上

明治三年三月

右村小前

十四郎 印	喜右衛門 印
儀左衛門 印	儀 八 印
政右衛門 印	円 蔵 印
次左衛門 印	徳 次 印
忠兵衛 印	平 蔵 印

忠三郎印 儀右衛門印

宗三郎印 伊助印

長百姓 宗助印 組頭孫右衛門印

庄屋 弥一右衛門印

白河県

御役所

午四月十二日ニ

白河県御出役料

村山史生様御出御見分之上字ひな田

寛政七卯年私領中手余リ荒地引

上田四反八畝六步起返開墾被仰付候

其外館の後辺私領中手余リ御見分之上

ノ一町五反六畝二十步

四分不残起返仕様差上申候

〔須乗 酒井正敏家文書〕

二八四〔明治四年荒蕪不毛之地払下げについて大蔵省達〕

各管内荒蕪不毛之地所自今相当之価ヲ以御払下ケ相成候間士民ヲ
論セス望之者ハ別紙雛形之通入札致し其地方官ヨリ当省江願出可

申事

辛未八月

大蔵省

〔雛形略〕

〔中畑 岡崎長成家文書〕

二八五〔明治二年小池下堀池所有の保証〕

保証書

磐城国白河郡矢吹村ノ内 同国同郡同村

字小池下堀南一番口号

一溜池三反一畝五步

持主 熊田 勘三郎

右溜池之義ハ安政三辰年字小池下田所六反除開墾ニ付旧領主阿部
侯願濟之上熊田勘三郎一名ニテ新築所持罷在用水溜ニ相違無之因
テ此隣之私共ニ於テ保証ニ相立先般差出シ候処他ヨリ讓請文証書
又ハ昔年田所荒ヲ用水溜ニ相築之証無之ニ付テハ不採用トノ被仰
出奉畏既ニ旧領主之砌リ右溜池開墾之件願聴届ノミニシテ從來ハ
御指令等無之折柄ナレバ現今トハ異テ前顯文云々ニテ持主熊田勘
三郎前条溜池并開墾之証拠等無之只領主ヘ聴届ノミニシテ新築致
シ今般御尋ニ付本人ヨリ實際之始末手続キ書ニテ歎願之申刺サヘ
右溜池新築并田所開墾之為ノ貧民之上ニテ百円除之金額ヲ費用セ
シニ付前記實際之理由ナル付証拠無之迎モ從來ヨリ持主ノ廉ニヨ
リ民有地權有之哉奉存因テ今般此隣之私共ニ於テ保証ニ相立此段

御尋ニ付申上候通り相違無御座候以上

明治十二年

持主 熊田 勘三郎
保証人 大野 文之助
保証人 大野 倉吉
右村回用掛 長尾 半蔵

福島県令

山吉盛典殿

〔本町 熊田俊一家文書〕

二八六〔明治一二年二月大池所有ノ保証〕

保証書

磐城国白河郡矢吹村ノ内 同国同郡同村

宇大池下掘北一番口号

一溜池二反五畝五歩

持主 熊田 勘之助

右溜池之義ハ安政六末年宇大池下開墾ニ付旧領主阿部侯ヘ願濟之上熊田勘之助一名ニテ新築所持罷在水溜ニ相違無之因テ此隣之私共ニ於テ保証ニ相立先般差出シ候処他ヨリ讓請之証書又ハ昔年田所荒ヲ用水溜ニ相築之証無之ニ付テハ不採用ト之被仰出奉畏既ニ旧領主之砌リ右溜池開墾之件願聽届ノミニシテ從來ハ御指令等

無之折柄ナレバ現今トハ異テ前願之云々ニテ持主熊田勘之助前条溜池并開墾之証拠等無之只領主ヘ聽届ノミニシテ新築致シ今般御尋ニ付本人ヨリ實際之始末手続キ書ニテ歎願之由剩サヘ右溜池新築并ニ田所開墾之為メ貧民之上ニテ百円除ノ金額ヲ費用セシニ付前記實際之理由ナルニヨリ証拠無之逆モ從來ヨリ持主ノ廉ニヨリ民有地之權有之哉ニ奉存因テ今般此隣之私共ニ於テ保証ニ相立此段尋ニ付申上候通り相違無御座候以上

明治十二年二月六日

持主 熊田 勘之助
保証人 大野 文之助
保証人 遠藤 要助
右村旧用掛 長尾 半蔵

福島県令

山吉盛典殿

〔本町 熊田俊一家文書〕

二八七〔明治一七年官有地拝借願・他〕

〔士族開墾の一例その一―遠藤信道の一件書類〕

勅第四八号

福島県西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長役場印

一、官有地拝借願

明治十七年十二月十六日
西白河郡役所検査印

惣称十軒原

西白河郡中畑村字長峯之内二番

草野反別六十三町五反十八步之内

反別一町五反三畝十步

遠藤信道

五ヶ年期拝借 但明治十七年十二月ヨリ
同二十三年十二月マデ

右官有地開墾志願ニ付書面ノ年期ヲ以テ無借地料拝借仕度依之色

分絵図相添此段奉願上候 以上

磐城国西白河郡中畑村字八幡原開墾地

古川甚吾方同居

出願人 遠藤信道

明治十七年十二月二十四日

矢吹村・中畑新田村
大和久村・北平山村
松倉村・中畑村・滑
津村・松崎村・明岡
西白河郡 村・明岡新田村・中畑村
野目村・堤村・大畑村
・神田村・三城目村
・須乗村

戸長 中葉重朗

福島県令代理

福島県大書記官 村上楯朝殿

勅第二二六号

書面願ノ趣聞届 本年ヨリ明治二十二年十二月迄五ヶ年間貸渡候

条成規之通受書可差出事

但道路溝渠其他地画之都合ニ依リ願書高反別増減之義モ可有之

尤取締郡役所ニ於テ実査之上ニケ所ニ於テ可割渡事

明治十八年一月十四日

県令赤司欽一代理

福島県大書記官 村上楯朝殿

矢第三四四二号

返地御願

西白河郡十軒原開墾地

遠藤信道

西白河郡中畑村地内

字長峯二番

拝借地反別一町五反三畝十步

此内 一反步返納願地

外一町四反三畝十步未据

右者私儀着手仕候所別紙絵図面之如ク実ニ湿地ニテ何分差支候間
返地仕度候ニ付此段御聞届被成下度依之色分絵図相添此段願上候
以上

西白河郡八幡原開墾地古川甚吾方同居

右返地願人 遠藤信道

明治十八年四月二十二日

戸長 中葉重朗代

西白河郡矢吹村外用係 矢部 相蔵^印

福島県令 赤司 欽一殿

落成御届 控ニ残ス

西白河郡中畑村地内字十軒原

西白河十軒原開墾地

士族 遠藤 信道

一拝借反別一町五反三畝十歩

右者本月十七日落成仕候間依之色分絵図面相添此段御届仕候也

明治十八年六月十七日

西白河郡八幡原開墾地

古川甚吾方同居

右届人 遠藤 信道^印

福島県令赤司欽一殿代理

福島県大書記官 村上楯朝殿

矢第五四四二号

拝借地返納願 下戻願

西白河郡中畑村地内

字十軒原開墾地二番

西白河郡十軒原開墾地

士族 遠藤 信道

一拝借反別一町五反三畝十歩

内 一反歩 返納願地

一町四反三畝十歩 据置地

右者私義本年四月二十二日附ヲ以テ返地御願候処自今蚕業ノ目途ニ相立候ニ付右返納願ノ地ハ桑仕立致度候間右御返納願書進達ニ不相成候ハ、何卒願書御下戻シ被成下度此段奉願上候 以上

西白河郡八幡原開墾地

古川甚吾方同居

右願人

明治十八年六月二十四日

遠藤 信道^印

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長

中葉 重朗^印

西白河郡長

北川 良慎殿

勅第四四六号

書面之趣聞届願書下戻候事

明治十八年六月二十六日

郡長北川良慎代理

矢第六一三一号

官有地拝借願

西白河郡十軒原開墾地

土族 遠 藤 信 道

惣称十軒原

西白河郡中畑村地内字長峯ノ内二番

草野反別六十三町五反三畝十八歩ノ内

一反別一町四反四畝十二歩

此内 一反一畝二十歩 畑地

同 一畝十歩 種浸溜

同 一町三反二畝歩 水田

五ヶ年期拝借

但 明治十八年七月ヨリ同二十二年十二月迄

右官有地増開墾土願ニ付書面年季ヲ以テ無借料拝借仕度依而色分

絵図相添此段 願上候 以上

明治十八年七月十一日

西白河郡八幡原開墾地

古川甚吾方同居

右願人 遠 藤 信 道 印

戸長中葉重朗代理

西白河郡矢吹村外十五ヶ村用係

足 立 九 馬 印

福島県令赤司欽一殿代理

福島県大書記官 村上楯朝殿

勅第一五一八六号

書面願之趣開届候条成規之通受書可差出事

但道路溝渠其他地画之都合ニ依リ願立反別増減候モ可有之

所轄郡役所ニ於テ実査之上可割渡事

明治十八年十一月二十七日

福島県令 赤 羽 欽 一 印

御受書控

惣称十軒原

西白河郡中畑村地内字長峯之内

一開墾地反別 一町三反二畝十歩 水田

一開墾地反別 一反一畝二歩 畑

合反別一町四反四畝十二歩

但シ明治十八年ヨリ同二十二年十二月マデ五ヶ年間無借地料ヲ

以テ御貸下

右之通実地御検査之上御渡相受候処相違無之候就テハ開墾所規則
平遵ヒ進退成業可仕ハ勿論他ノ障害等相成 儀致間敷仍而色分絵
図面相添御受書差上申候 以上

西白河郡十軒原移住人

士 族

拝借人 遠藤 信 道 ○

各村戸長

県令宛

官有地植林地拝借願

西白河郡十軒原開墾地

移住人 土族 遠藤 信 道

惣称十軒原

西白河郡中畑村字長峯之内二番

草野反別 六十三町五反十八歩之内

元 反別 二町五歩

五ヶ年期拝借 但シ明治十八年ヨリ明治二十二年十二月迄

右官有地植林地志願ニ付書面年季ヲ以テ無借地料拝借仕度依而色
分絵図面相添此段奉願上候 以上

明治十八年十二月一日

右願人 遠藤 信 道 印

福島県令

赤 司 欽 一 殿

勅第二一号

書面願之趣聞届本年ヨリ明治二十三年迄五ヶ年間貸渡候条成規之
通受書可差出事

但道路溝渠其ノ他地画モ都合ニ依リ願高反別増減候義モ可有
所轄郡役処ニ於テ実査ノ上可割渡事

明治十九年二月十二日

県令赤司欽一代理

福島県大書記官 永 峰 弥 吉 印

植林仕立方法書

一凡反別二町歩

但シ一坪ニ付栗木一本植附ノ積リ

右之通り明治十九年春期同秋期両度ニ悉皆植付可致尤苗木栗ハ千
本ニテ金一円五十銭ツツノ割ヲ以テ苗木仕立者ニテ引受ケ植付可
致一ヶ年之内拈ル分前之費用ヲ払ハス植直之相約定ニテ本金モ相
整ノ上植附後ノ手入耕作ノ余間又ハ雇人ヲ以テ急度成功可致候間

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長
中 葉 重 朗 印

御願御聞届成下度方法書奉差上候以上

士族

右願人 遠藤 信道^印

植林方并資力之儀上申

一金四十円也 資力

一植林反別 二町五歩 苗木六千本

但シ松栗之二種ヲ取 植込

一金十八円也 苗木代価

但シ千本ニ付平均金三円ノ見積

一金三円也

此人足二十人、但一人ニ付賃金十五錢ヅツ

前書植林仕立之儀ハ第一ニ野火ヲ防キ第二ニ草刈放馬等ヲ嚴重ニシテ場所ニ由リ堤ヲ築キ放馬^{カマ}処備ヘ本年ヨリ滿二十ケ年ヲ經テ薪材ニ供スル見込松等ハ非常之火災風害ノ用材ニ備ヘ本願御許可ノ上ハ直ニ着手拝借年限中ニハ全地ヲ植林ト為スノ見込右予算ノ大略上申仕候也

磐城国西白河郡中畑村

十軒原移住人 士族

遠藤 信道^印

馬耕器拝借願

西白河郡十軒原移住人

士族 遠藤 信道

外四名

一頭曳 犁 一挺

一頭曳 衡 一挺

一麻馬具 一頭分

一除草器 一ツ

一シクザイロー 一ツ

私共儀

荒田開墾有罷候処是迄在来之農具ニテハ当抵生計維持ノ目途無ク依テ牛馬耕ヲ以テ施行仕度種々心配仕候得共何分資金ニ之シク該器機請求不容易乍去農具改良不仕得者生計之方法無御座殆ント苦心仕候ニ付前記之器機官費通送ヲ以テ拝借仕度尤拝借中損出出来候ハバ自費ニテ破拵仕且又於官御入用求之節ハ何時ナリトモ返納仕候間何卒御貸与成下度此段奉願上候也

明治十九年二月二十九日

右願人 遠藤 信道

福島県令

赤司 欽 一殿

(注 この項に限り「福島県農地開墾史料第一卷」に拠る)

植林地無代価御下渡願

総称十軒原

磐城国西白河郡中畑村大字中畑字長峯二番

同国同郡十軒原開墾地移住人

士族 遠藤 信 道[㊦]

元草野反別六十三町五反十八步

植林地反別二町一步

但明治十九年ヨリ同二十三年十二月迄五ヶ年間無借地料ヲ以テ御貸渡ノ義明治十九年二月二日勅第一五一八六号ヲ以テ許可

実測反別 二町五反二畝八步

此内訳

磐城国西白河郡中畑村大字中畑字長峯二番二号

植林地反別 一町四反三畝步

同国同郡同村大字中畑字長峯二番八号

植林地反別 九反九畝八步

右開墾所規則ヲ遵奉シ山林ニ植付成功仕候間宅地御検査之上無代

価ヲ以テ御下渡被成下度絵図面相添此段奉願候以上

明治二十二年十二月四日

願人 遠藤 信 道[㊦]

福島県西白河郡中畑村長 遠藤 七兵衛[㊦]

福島県知事

山田 信 道[㊦]

願之趣聞届ク但類地ニ比較シ地価地租取調更ニ申出ヘシ

明治二十三年五月五日

福島県知事 山田 信 道[㊦]

開墾地無代価御下渡願

総称十軒原

磐城国西白河郡中畑村中畑字長峯ノ内二番

同県同郡十軒原開墾地移住人

士族 遠藤 信 道

元草野反別六十三町五反十八步

但明治十八年ヨリ同二十二年迄五ヶ年間無借地料ヲ以テ御貸渡ノ義明治十八年一月十四日第二二六号ヲ以テ許可

実測反別一町六反一畝二十四步

此内訳

磐城国西白河郡中畑村大字中畑字長峯二番イ号宅地反別一反

步

同国同郡同村大字中畑字長峯二番ロ号畑反別一町五反一畝二

十四步

右開墾所規則ヲ遵奉シ宅地畑ニ開墾成功仕候間実地御検査之上無
代価ヲ以テ御下渡被成下度色分絵図面相添此段奉願候 以上

明治二十二年十二月四日

願人 遠 藤 信 道[㊤]

福島県西白河郡中畑村長 遠 藤 七兵衛[㊤]

福島県知事

山 田 信 道[㊤]

願ノ趣聞届ケ本年ヨリ向十ヶ年間歟下年季ヲ附与ス但シ類地相当
地価地租取調更ニ申出ヘシ

明治二十三年五月二日

福島県知事 山 田 信 道[㊤]

継年季官有地拝借願

惣称十軒原

磐城国西白河郡中畑村大字中畑字長峯二番ノ内

同国同郡中畑村十軒原開墾地

士族 遠 藤 信 道

草野反別六十三町五反十八歩ノ内

草野反別一町四反四畝十二歩

内訳

一反一畝二歩 畑地

一町三反三畝十歩 田地

五ヶ年期拝借 但明治十八年ヨリ同二十二年十二月マデ

右官有地増開墾志願ニ付明治十八年十一月二十日勅第一五一八六
号ヲ以テ明治十八年七月ヨリ同二十二年十二月マテ開届ク指令相
成居本年季明ニ付無借料継年季拝借仕度依テ色分絵図面相添此段
奉願上候 以上

明治二十三年三月十二日

右願人 遠 藤 信 道[㊤]

福島県西白河郡中畑村長 遠 藤 七兵衛[㊤]

福島県知事

山 田 信 道[㊤]

願之趣聞届ク

明治二十三年四月二十九日

福島県知事 山 田 信 道

開墾事業成功ニ付無代価下渡願

磐城国西白河郡中畑村

大字中畑字長峯二番

草野反別六十三町五反十八歩ノ内

一実測反別一反一畝二歩

但明治二十三年四月二十九日 自明治二十三年四月二十九日十
ケ年期無料拝借許可 至明治三十二年十二月三十日十

但 畑ニ開墾成功

同所

一実測一町六反三畝二十四歩

内三反十四歩増

但 田ニ開墾成功

右拝借年期内ニ於テ目的ノ通り開墾事業成功候ニ付福島県明治十

開墾畝下年期願

西白河郡中畑村開墾

七年乙第五十四号移住開墾規則ニヨリ無代価御下渡被下度此段別

紙色分絵図面相添此段奉願上候也

明治三十二年十二月二十三日

西白河郡中畑村大字中畑

遠藤 信 道

西白河郡中畑村長 遠藤 重三郎 團

林野整理局福島支局長

新井 庸 虎殿

大字	番	等級	地目	目的地	反別	町金	地租	登録税	元	年	期	継	年	期	地主氏名
中畑原	二番	一等草野	畑	一畝〇九	一、八八・五	三九	二七厘	一錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	古川 甚三郎
八幡原	三番	一等草野	畑	一畝〇九	一、八八・五	三九	二七厘	一錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	同 人
稻荷釜	十号	〃	〃	六・〇九	〃	六八	〃	一錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	同 人
〃	十一号	〃	〃	七・二六	〃	七〇	〃	一錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	同 人
〃	十二号	〃	田	五・〇八	〃	五九	〃	一錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	同 人
〃	三番	〃	畑	一五・三四	〃	一六	〃	二錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	遠藤 二郎三郎
〃	二番	〃	〃	一五・元	〃	一六	〃	二錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	加藤 成内
〃	三番	〃	〃	五・二七	〃	六三	〃	一錢	明治二十二年ヨリ明治三十三年マテ	〃	〃	明治三十二年ヨリ明治四十一年マテ	〃	〃	同 人

合計

一反別 七町五反十七步

八筆

地価金七円八十七錢三厘

地租金二十九錢八厘

増地租金六錢一厘

内訳

畑反別 六町九反九畝九步

七筆

地価金七円三十一錢四厘

地租金十八錢四厘

増地租金五錢七厘

田反別 五反一畝八步

一筆

地価金五十五錢九厘

地租金一錢四厘

増地租金四厘

内

一町七反九畝二十四步

朱明治二十二年ヨリ明治三十一年マデ
黒同 二十二年ヨリ同 四十一年マデ
十ヶ年

五町七反二十三步

朱明治二十三年ヨリ明治三十二年マデ
黒同 三十三年ヨリ同 四十二年マデ
十ヶ年

一登録税 十一錢

右開墾地所ノ儀ハ拝借以来一同刻苦精勵耕耘ニ従事罷在候処元來

地質不良ノタメ普通ノ開墾ト異リ年々高価ノ肥料ヲ相施シ候モ収支償ハス從ニ巨額ノ費用ト勞力トヲ費シ実ニ容易ノ事ニ無之隨テ年一年困難ニ陥リ遂ニ成功遅延シ將ニ艱下半年季満限ナラントスルノ今日未タ成功ニ相成ラサル次第第二御座候

然ルニ此際僅ナリトモ御賦税相成候テハ結局開墾成功ノ見込無之ノミナラス移住者一同生計ニモ差支候場合ニ御座候伝承仕候ニ安積郡地方開墾地ハ十五ヶ年ノ繼年季御附与相成候趣然ルニ当地ハ安積郡ニ比シ數段ノ瘠地ニテ收穫至テ少ク候故該郡同様ノ繼年季ニテハ到底末々立ち行キ難ク一層ノ困難ヲ極ムルナラント存候就テハ前陳ノ事情御推察ノ上何卒破格ノ御詮議ヲ以テ黒昼ノ通り繼年季ノ儀御許可相成度此段一同連署ヲ以テ奉願上候也

明治三十二年十二月二十二日

西白河郡中畑村開墾

地主 古川 甚三郎

加藤 成内

遠藤 二郎三郎

郡山稅務管理局長

小林 重 殿

明治三十三年開墾地嶽下年期明地価取調書

西白河郡中畑村

大字	番	地目	等級	反別	大量増減	地価	地租	増地租	登録税	反町金	地主氏名
中畑	二番	原野	一	10.00		100	三	一	10	1,069.5	遠藤二郎三郎
長峯	イ号	郡地	等外	4.6	増・四減	100	一八	六	10	1,500	加藤成内
三枚	一番	郡地	等外	10.8	増減ナシ	110	三	一	10	1,069.5	同
発田	一番	郡地	等外	10.8		1,500	四〇	一三	20	1,500	同
稲荷	二番	原野	一	6.3		70	二	一	10	1,069.5	同
金	七号	宅地	等外	6.3		1,010	三三	八	10	1,500	同
〃	〃	原野	一	4.8		50	一	一	10	1,069.5	同
〃	八号	宅地	等外	4.8		60	一七	六	10	1,500	同

一登録税六銭

右ハ明治十八年開墾着手ノ所成功ニ付地価御査定相成度野取図相

添へ此段及上申候也

明治三十三年九月十二日

右地主 遠藤二郎三郎

私儀開墾志願ニ付開墾所規則ヲ遵奉シ磐城国西白河郡中畑村ノ内八幡原開墾所へ移住開墾仕度候条御開届被成下度依之身元書相添此段奉願候以上

加藤成内

明治十七年四月十二日

郡山税務管理局長

小林 重殿

〔稲荷金 古川茂三郎家文書〕

磐城国西白河郡川原田村士族

加藤成内

戸長 熊谷源三郎

福島県令

三島通庸殿

身元書

福島県磐城国西白河郡川原田村三十一番地

移住開墾願人

土族 加藤成内
天保八丁酉年十二月四日出生
妻 弘化四丁未年十二月一日出生
長男 加藤延成
慶応三丁卯年十二月三日出生
長女 明治十丁丑年十二月六日出生
次女 明治十四年巳年六月六日出生

新潟県越後国北蒲原郡三門市町三番地

当時福島県磐城国西白河郡原田村字坪ノ内

加藤成内方寄留

土族 大原常次郎
明治五申年十月十七日出生

一田反別八反一步

此地価二百三十円三十四銭八厘

一借地本屋一棟 間口四間半
奥行三間

履歴

慶応元年三月十五日 越後国旧高田領磐城国西白河郡釜子陣屋詰

勘定人拜命

明治元年四月 中 辭職

同年十二月二十五日 越後国旧高田領ヨリ主計拜命

同年八月 中 辭職

同六年六月二十一日 家録奉還磐城国西白河郡川原田村へ全戸寄

留雜商小売商營業

同十二年十一月七日 新潟県越後國中頸城郡高田五分一四町ヨリ

福島県磐城国西白河郡川原田村字坪ノ内三十一番地へ移住送籍

爾今マテ同所ニ居住雜商小売商營業

右相違無之候 以上

明治十七年四月十一日

右 加藤成内印

勅第三五二五号

書面之趣難聞届候事

明治十七年五月十日

県令三島通庸代理

福島県少書記官 村上楯朝印

開墾所移住之義ニ付添願

私儀開墾志願ニ付本年四月十二日附ヲ以テ開墾所移住ノ義出願

候処本年五月十日勅第三五二五号ヲ以テ御採容難相成旨御指令相成奉拝承候然ルニ元来私僕農業篤志有之先年開墾御規則御頒布砌リ直ニ出願仕度精神ニ罷在候処当時疾病ニ罹リ遺憾ナカラ其ノ意ヲ果サス能ハス爾来病癒ニアリテモ開墾ニ従事スルノ思念日夕止ム時ナク栽培ノ方法等モ粗胸案相立候処幸ヒ本年ニ至リ病根全治目下健全ニ復シ候ニ付一ト度開墾ニ従事胆勉シテ素志ヲ遂ケ申度何卒前陳之次第深ク御洞察被成下特別之御詮議ヲ以テ願意御採容被成下宿意貫徹シ候様只管奉願依而之此段奉添願候以上

明治十七年九月十八日

磐城国西白河郡川原田村

士族 加藤 成 内^印

西白河郡

戸長 熊谷 源 二^印

福島県令

三島 通 庸殿

開墾所移住願

私儀開墾志願ニ付開墾所規則ヲ遵奉シ磐城国西白河郡中畑村ノ内字八幡原開墾所へ移住開墾仕度候条御開届被成下度依テ之身元書相添此段奉願候 以上

明治十七年九月十八日

磐城国西白河郡川原田村

士族 加藤 成 内^印

西白河郡

戸長 熊谷 源 三^印

福島県令

三島 通 庸殿

身元書

移住開墾願人

士族 加藤 成 内
天保八丁酉年十二月四日出生
妻 弘化四丁未年十二月一日出生

長男 加藤 延 成
慶応三丁卯年十二月三日出生

長女 加藤 延 成
明治十丁丑年十二月六日出生

次女 加藤 延 成
明治十四年巳年六月六日出生

新潟県越後国北浦原郡三市町三番地

当時福島県磐城国西白河郡川原田村字坪ノ内

加藤成内方寄留

士族 大原 常次郎
明治五申年十月十七日出生

一公債証書 無之

一田畑 無之

一宅地 無之

一借地 本屋一棟間口四間半
奥行三間

履 歴

慶応元年三月十九日 越後国旧高田領磐城国西白河郡釜子陣屋詰

定人拝命

明治元年四月中

辭職

同年十二月二十五日

越後国旧高田領ヨリ主計拝命

同年八月中

辭職

同六年六月二十一日

家録奉還磐城国西白河郡川原田村へ全戸寄

留雜商小売商營業

同十二年十一月七日

新潟県越後國中頸城郡高田五分一四町ヨリ

福島県磐城国西白河郡川原田村字坪ノ内三十一番地へ移住送籍

爾今マテ同所ニ居住雜商小売商營業

右相違無之候以上

同十七年七月一日

廃業

明治十七年九月十八日

右 加 藤 成 内[㊟]

勅第一二七二八号

書面願之趣聞届候事

明治十七年十一月二十八日

県令代理

福島県少書記官 村上 楯 朝[㊟]

移住開墾之儀ニ付追願

我儀開墾志願ニ付客月十八日付ヲ以西白河郡中畑村字八幡原開

墾所へ移住開墾仕度趣ヲ以テ先移住之願表ヲ捧呈仕候処未タ御指
令無之痛慮罷在候間何卒至急御指令被成下度此段奉追願候也

明治十七年十一月二十九日

西白河郡川原田村

士族 加 藤 成 内[㊟]

西白河郡釜子村外十二ヶ村

戸長 熊 谷 源 三[㊟]

福島県令殿代理

福島県少書記官 村上楯朝殿

勅第一三三三九号

書面追願之趣ハ客月二十八日付勅第一二七二八号ヲ以テ指令候事

明治十七年十二月十二日

県令代理

福島県大書記官 村上 楯 朝[㊟]

御貸下金実況取調

明治十九年分

福島県磐城国西白河郡中畑村内

同県同国同村八幡原

一 金百二十六円 明治十八年四月許可拝借金
 拝借人 加藤成内

内

金四十二円 明治十八年四月第一期御貸下

同四十二円 同 年五月第二期御貸下

同四十二円 同 年五月第三期御貸下

但明治十八年四月ヨリ無利満五ヶ年置据同二十二年四月ヨリ

向十九ヶ年賦返納

一 金百円 明治十八年四月許可拝借金

内

金二十五円 明治十八年七月第一期御貸下

金三十円 明治十八年八月第二期御貸下

同四十九円 同年 同月第三期御貸下

但明治十八年ヨリ無利向二十ヶ年賦返納

内

金七円五十銭 明治十八年九月ヨリ同十九年十二月迄六

回返納高

同九十二円九十銭 未納高

一 金百円 明治十九年二月許可拝借金

内

金十円 明治十九年 月農具代金トシテ御貸下

同五円 同年 月厩舎代金トシテ御貸下

同十円 同年 月農馬代金トシテ御貸下

同七十五円 明治十九年五月ヨリ同二十一年五月迄二十五ヶ

月ニ割合月同金三円宛御貸下

但明治十九年二月ヨリ無利満五ヶ年置据同二十四年三月ヨリ

向十五ヶ年賦返納

右皆未納

明治十九年自十二月開業第二事業景況要領

一 陸 稲 播種反別 一反歩 收穫 二斗一升

一 粟 同 七反歩 同 三石二斗二升

一 稗 同 一畝歩 同 一斗五升

一 大豆 同 五畝歩 同 二斗五升

一 小豆 同 八畝歩 同 三斗五升

一 蕎麦 同 三反歩 同 二石一斗

一 蘿蔔 同 五畝歩 同 三百貫匁

一 馬鈴薯 同 一畝歩 同 二十貫匁

計 播種反別一町三反歩 收穫 六石一斗九升
 三百二十貫匁

使用高

一 金三十六円六十銭 耕耘手間賃百八十三人分

但一人一日金二十銭ノ割

一金十四円十五銭 肥料

一金一円九十銭 諸種料

計 金五十二円六十五銭

借方

拝借金 三百二十六円

資本金 五十五円三十九銭

借入金ナシ、未払金ナシ、前期繰越金ナシ

統計 金三百八十一円三十九銭

貸方

財産 金百七十六円六十銭

現金 三十円五十二銭

一金八円七十五銭

一見積金

一家屋金百十六円六十銭

一諸器機金二十円

一現金ナシ、公債証書ナシ

一費未償却金ナシ

一未収入金十三円銭

総計 金三百二十九円六十二銭

〔八幡町加藤延家文書〕

二八九〔明治一八年皇官地附屬組替通知〕
地第七二号

中畑村世話係

郡内大畑村、須乗村、中畑村、大和久村、地内字八幡原之内官有
地原野反町四百二十二町九反八畝十歩并三城目村、大畑村、須乗
村、神田村地内字南原之内官有地第三種原野反別百三十六町二反
九畝歩合反別五百五十九町二反七畝十歩今般官有地第一種皇官地
附屬ニ組替候旨県達相成候旨郡達有之候条得其意ヲ諸事不都合無
之様可致旨村内無洩達方可取計此旨相達候事

明治十八年十二月二十八日

戸長中葉重朗代リ

矢吹村外十五ヶ村用係 足立 九馬[㊤]

〔中畑 岡崎長成家文書〕

二九〇〔明治一八年矢吹ヶ原に用水を開くについて星吉右衛門
の建白書〕

建白書

本県管内岩瀬西白河兩郡之如キハ旧来ヨリ水流ニ乏シキ為メニ不
毛之原野等不澱不肖等水利ヲ測ルモ及フ所ニ非ラス然レ共積年之
願望ニシテ種々苦慮スレ共其工事タル大業ニシテ有志者ト共ニ素
ヨリ資金ニ至ルモ出所之無三旁一朝者尽力スト雖モ一タヲハ費用

等ニ逼リ殆ト見込ヲ失シ候場合有之候得共素ヨリ惡義ニ無之候ニ付此度有志者ト測リ実地ニ就キ工地上並ニ水利之如何ニ付私共ニ於テ水流ヲ測リシ大意ハ原野ヲ開キ該地稅ヲ收納セシメ国利民弥ヲ主トスルニアリ 当県内ニ於ケル岩瀬西白河郡之如キハ物貨產出物品等モ不尠ト雖モ隣郡石川郡之如キハ不能及フ加フルニ石川郡ハ煙草等之流出品有之為メ村落モ富ミ当郡之如キハ陸田多シト雖モ地味不適当ニテ煙草等之產出無之ニ付米穀ヲ主トシ生業ヲ逐ケ依之田畑ニ力ヲ尽シ目的ヲ相立居候当村之地形ヲ査スルニ面積三方里余ニシテ官有原野反別百八十町歩余有之林地反別百三十八町歩余水陸田反別現在生地八十一町四反歩余ニシテ其地ハ他籍ニ係ル種目ニテ地租額ハ金四百七十円余之僅収ナリ隣郡隣村之地形モ概略是ニ比スルモノニテ且ツ安積郡之実況ヲ伝聞スルモ別テ原野等モ多キ地方ナレ共現今猪苗代疏水之為メ自然原野等モ開ケ六十余ケ村之反別二千八百八十五町歩余水乏之救助トナリ之ニ因テ是ヲ視レハ岩瀬郡及当郡ハ水乏之地ナルニ水利無之為メ僅旱魃之年柄ニテモ水田ハ終ニ旱害ニ罹リ難渋罷在候依之不忍視ルニ不肖等ニ於テ水利ヲ測ルモ恐縮ニ候得共数年前ヨリ辛苦ヲ尽シ將來之御国益ヲ主トシ費用等モ投ケ打チ水利之水源ヲ測ルニ本県内岩瀬郡羽鳥村之水流鶴沼川ヲ同村地内字四日原ニテメ切字鶴沼之辺リ鶴沼岑ヲ彫割リ該水流ヲ西白河郡真名子村へ切落シ同郡羽太村之内川ヲ徑テ阿武隈川へ合シ水流ヲ充滿シ同郡本沼村地内ニ從

來ヨリ設置有之候閑和久村分三ケ村之用水堰ナル字六堰ト唱ヒ候堰所ヨリ分水ヲ以テ水利ヲ開キ同郡字滑津原及字十軒原字八幡原三ケ所之開墾地へ水利ヲ設ケ字滑津原へ疏水之余水ヲ二子塚村滑津村へ疏通シ數十町歩之水田ヲ開カセ字十軒原八幡原へ分水ヲ以テ開墾地ニテ數百町歩之水田ヲ開キ末水ニテ大和久村より須賀川駅迄七ケ村之村中ヲ疏通シ非常之用水ニ備ヒ各村共水乏シ村落ニ付幾分之水乏ヲ補ヒ該水利ニ係ル各村ヨリ幾分之民費ヲ集金セシメント誘導ニおよび候得共僅ニ各村之集金三千円程ニシテ右水利工事費額之半額ニモ不至為メ建白仕候義モ差控在罷候処今般右三ケ所開墾地移住者ヨリ至急水利之義本庁へ出願仕本年之開作已前水利ヲ開キ水田ヲ開墾仕度旨申來リ候間委些者開墾地移住者ヨリ上申可仕候条依之工事費額予算書共ニ絵図面共相添建白仕候次第ニ付何卒特別之御詮議ヲ以テ御採用被成下度此段情願候也

明治十八年二月二日

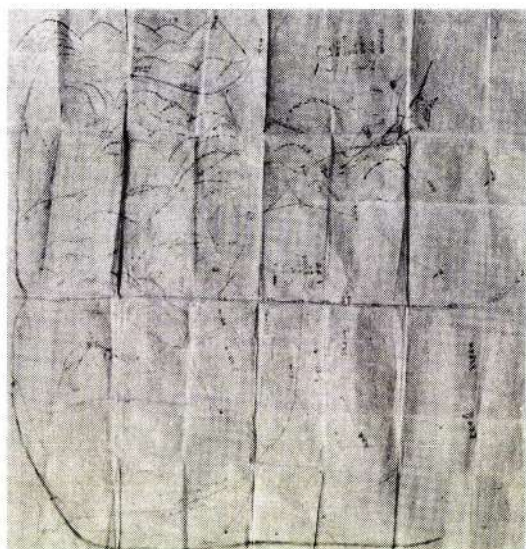
磐城国西白河郡大和久村

字大和内二十五番地

平民農 星 吉右衛門

福島県令代理

福島県大書記官 村上植朝殿



〔大和久 星信之助家文書〕

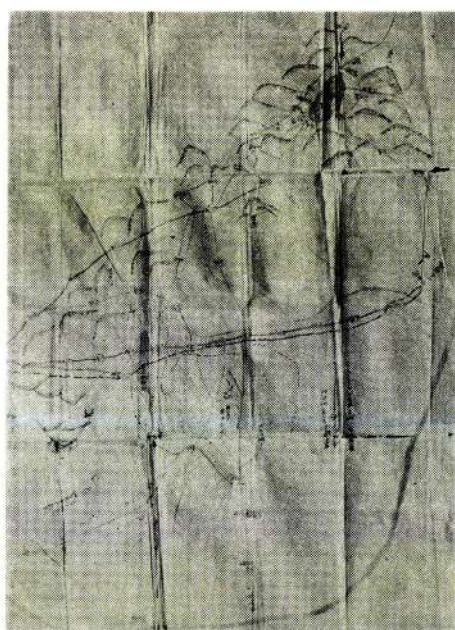
二九一 〔明治三〇年猪苗代湖水を通水し開田する計画星吉右衛門等〕

明治三十年三月

発起人 星 吉右衛門

星 野 作太郎

六角 儀七



別紙ノ通り去ル明治十八年二月中水利計画相立福島県庁へ建白致置候処先般岩瀬郡羽鳥村鶴沼川ヨリ水源ミテ西白河郡滑津原外二ヶ所へ水田ノ計画相謀リ居候処岩瀬郡水下ニ於テハ毫モ故障無之候得共南会津地方ニ於テハ水下ノ村ヨリ故障有之由ニ付更ニ水利ヲ変更シ岩代国猪苗代湖水ニテ安積郡舟津村地内ヨリ水利ヲ開鑿シ追分峠ヨリ牧ノ内村ヲ経テ字滑津原へ水利ヲ達スル目的ニテ滑津原ニテ反別千町步余ノ水田ヲ開キ尚西白河郡御料地ニテ第一ヨリ第三御料地ニ至ル地盤も不毛ノ原野ニ付右三ヶ所反別ノ内水田二千町步余相聞キ候計画ニ候間依之実地ニ就キ絵図面調製候也

〔大和久 星信之助家文書〕

二九二〔明治二十三年神田官地溜池拝借願〕

官地溜池拝借願

磐城国西白河郡三神村大字神田

字赤池四十三番口号 同国同郡同村

一溜池二町一反八畝二歩

此拝借料金一ヶ年金五十四錢五厘

五ヶ年季拝借

但明治二十三年ヨリ同二十七年十二月迄

同国同郡同村大字同所

字岡之内百十三番口号 同国同郡同村

一溜池一反九畝二十七歩

此拝借料金一ヶ年金五錢

但一反歩ニ付金二錢五厘

五ヶ年季拝借

但明治二十三年ヨリ同二十七年十二月迄

同国同郡同村大字同所

字沢尻十二番

一溜池七反三畝十一歩

此拝借料金一ヶ年金二八錢三厘

但一反歩ニ付金二錢五厘

五ヶ年季拝借

但明治二十三年ヨリ同二十七年十二月迄

同国同郡同村大字同所

字東笠之内四十一番口号 同国同郡同村

一溜池二反八畝十六歩

此拝借料金一ヶ年金七錢一厘

但一反歩ニ付金二錢五厘

五ヶ年季拝借

但明治二十三年ヨリ同二十七年十二月迄

同国同郡同村大字同所

字原池 一番 同国同郡同村

一溜池一町三反九畝二十六歩

此拝借料金一ヶ年金三十五錢

但一反歩ニ付金二錢五厘

五ヶ年季拝借

但明治二十三年ヨリ同二十七年十二月迄

右者田所用水溜ニ候処他ニ用水ト可相成ケ所無之差支候間前書之料金ヲ以テ拝借仕度最モ御聞届之上者料金年ニ期限之通無滯上納可仕者勿論官ニ於テ御入用若クハ他ニ障害等有之候節者速ニ返納可仕候右溜池修繕資本之儀者放魚飼育之利潤ヲ以テ年々修繕可仕

精神ニ有之候間何卒特別之仁恤ヲ以テ願意御採用被成度因テ絵図
面相添エ一同連署ヲ以テ此段奉願候以上

明治二十二年十月

西白河郡三神村大字神田願人大字惣代

同郡同村大字同所

水下保証人

同郡同村大字同所

水下保証人 鈴木 幸太郎

同郡同村大字同所

水下保証人

福島県知事

山田 信道殿

〔中野目 大木守之家文書〕

二九三〔明治二十四年一〇月大和久村堰用水普請ニ付定約証〕

堰用水普請ニ付定約証

右者今般貴殿本村上村用水ニ乏シキヲ患ヒ堰用水ヲ戻呉候ニ付テ
ハ望之通定約仕候

第一条 用水地ハ田一畝ニ付二十五錢 畑田ニ変換タル地ハ

三十五錢宛届出シ可申候事

第二条 堀敷地ノ儀ハ無異儀地価丈ヲ以テ売利□申候事

第三条 用水字城郷内吉田利三郎殿ノ地所迄相来リ候節ハ半

額即チ田一畝ニ付十二錢五リ畑ノ田ニ変換セシ地ハ十

七錢五リ宛届出シ可申候事

第四条 他村ニ用水スル分ハ貴殿御勝手ニ可被成候事

第五条 堀敷約定外ノ人所持セシ地所ニ渡ル分高価ニ相成候

節ハ地野丈ノ外ハ拙者共ニテ届出シ可申候事

第六条 水車設クヘキ地所有之候節ハ幾個ナリトモ相設ケ候

共故障等無ク御座候事

第七条 用水普請明治二十五年ト一ヶ月一ヶ日経過致候節ハ

此証無功之事

明治二十四年十一月

星 善之助 小坂橋 平太郎

菊地 勘治郎 吉田 藤五郎

星 斧八 吉田 利三郎

須田 サタ 井上 清右衛門

吉田 栄三郎 小室 市藏

菊地 兵吉 菊地 源藏

佐久間 倉吉 菊地 紋治郎

星 彦右衛門 星 儀祖右衛門

星 長作 佐藤 齊三郎

佐藤 久之助 鈴木 虎藏

佐藤 儀右衛門 橋本 清三郎
吉田 源三郎殿

〔本町 熊田俊一家文書〕

二九四〔明治二四年二月水路工事ニ付大福寺との契約書〕

為取替契約書

岩瀬郡鏡石村大字久米石ニ於テ用水工事設計ニ付該水路堀致ニ要スル西白河郡矢吹村大字矢吹大福寺所有地字八幡山林ヲ永代借受クルノ契約ヲ結ヒル要領左ニ

一大福寺於テハ字八幡山林ノ内久米石ノ用水堀致ニ要スル丈ケノ地所ハ永代貸渡可申候事

一久米石ノ内前項用水ヲ使用スベキ地所ノ所有者ハ工事奏効ノ否ニ拘ハラス堀致借地ノ報酬イレシ同所有者一月ヨリ左ノ通大福寺ヘ納付スベキ事

大字 矢吹 久米石 吹地内ニ於テ玄米一石三斗五升ノ作徳ヲ得ベキ丈ケノ田地

一前項之田地ハ来ル明治二十七年十二月マテニ納付ベキニ付其内即チ来ル明治二十五年ヨリ同二十七年迄三ヶ年間ハ毎年玄米一石三斗五升ヲ十一月三十日限り工事発起者ヨリ納入スベキ事
一該工事竣工シテ良好ノ結果ヲ得ルニ至ラバ四斗五升丈ケ所得田地ヲ同発起者ヨリ増入スベキ事

右契約致結ヒタル上ハ相互ニ違変之為メ一同捺印左一通ヲ双方ニ保存シ以テ他日ノ証ニ供スルモノ也

明治二十四年十二月二十二日

岩瀬郡鏡石村大字久米石

発起人 吉田 源三郎 同 星 善之助 吉田 藤五郎

西白河郡矢吹村大字矢吹

大福寺住職 井上 信 檀中惣代 藤田 熊五郎 会田 嘉助

檀頭 熊田 勘十郎 大野 喜助

佐久間七右衛門 近藤卯左衛門

大野 倉吉

〔本町 熊田俊一家文書〕

二九五〔明治三三年二月大池拝借に関する願〕

官有溜池拝借願

磐城国西白河郡矢吹村大字矢吹字大池下堀

一番口号

一溜池反別二反五畝五歩

内二畝一步堤塘

此一ヶ年拝借料金十二錢六厘 但一反歩ニ付金五錢

同国同郡同村大字同字同番ハ号

一溜池反別一反三畝二十九歩

内一畝十二歩堤塘

一ヶ年拝借料金

合反別參反九畝四歩

共一ヶ年拝借料合金十九錢六厘

拝借年季明治三十三年十二月ヨリ同三十八年十一月迄五ヶ年

季

右溜池拝借仕度最モ拝借年限中ハ養魚飼育法ニ依年々利益金ヲ以テ該溜池破損夫々候手入仕度尤モ池ニ水下等関係人等無之候間何卒前記之通拝借仕度別紙図面相添此段奉願候也

明治三十三年十二月一日

福島県西白河郡矢吹村大字矢吹

拝借人兼水上水下関係人

熊田勘之助

福島県知事

有田義資殿

願之趣聞届ケ候条年期ノ義ハ本年ヨリ三十八年迄五ヶ年ト心得ヘシ

但本書受領ノ日ヨリ七日以内ニ請書差出スヘシ

明治三十四年一月九日

福島県知事 有田義資印

〔本町 熊田俊一家文書〕

二九六〔明治三十九年一月大池拝借に関する願〕

官有溜池拝借継年季願

磐城国西白河郡矢吹町大字矢吹字大池下堀

一番口号

一官有溜池反別二反五畝五歩

内堤 二畝一步

同所同番ハ号 一ヶ年拝借料金 但シ一反歩ニ付金五錢

一同反別一反 畝二十九歩 一ヶ年拝借料金七

同上

内同一畝十二歩

合反別參反九畝四歩

此一ヶ年拝借料金十九錢六厘 但一反歩ニ付金五錢

拝借年季 自明治三十九年一月

前年季 至 自明治三十四年一月

至 自明治三十八年十二月

右ハ從來拝借御許可相成居候処本年季満限ニ付更ニ前証ノ通拝借仕度尤モ水上水下共関係人無之候間御許可被成下度別紙ニ図面相添之此候奉願候也

明治三十八年十月二十七日

西白河郡矢吹大字矢吹

拝借人兼水上水下関係人

熊田勘之助

西白河郡矢吹町長 大谷知房

福島県知事

有田義資殿

福島県指令十一第一一三六号

西白河郡矢吹町

熊田勘之助

明治三十八年十月二十七日願官有溜池継続使用ノ件別紙命令書

ノ条件ヲ附シ聞届ク

但シ本指令受領ノ日ヨリ七日以内ニ受書差出スヘシ期限内ニ

受書差出サムルトキハ本指令取消スコトアルベシ

明治三十九年一月十日

福島県知事 有田義資

命令書

西白河郡矢吹町

熊田勘之助

右ノ者ニ対シ魚類養殖用トシテ公有水面ノ有料使用ヲ許可スルニ付本命書ヲ下付ス

第一条 使用スベキ水面ノ位置ハ福島県西白河郡矢吹町大字

矢吹字大池下堀北一番ロ号官有溜池反別二反五畝五歩

同所同番ハ号同上一反三畝二十九歩ニシテ願書ニ添附

セル別紙溜池図面ノ区域内トス

第二条 本水面ハ許可ヲ受ケタル用途以外ニ使用スル事ヲ復

ス

第三条 使用期間ハ明治三十九年一月ヨリ四十三年十二月マ

テ満五箇年トス

第四条 使用料ハ一箇年金三十二錢二厘トシ毎年納入告知書

ニ依リ之レヲ前納スベシ

第五条 本使用権ハ本県知事ノ許可ヲ受クルニアラザレバ担

保貸付ニ供シ又ハ他ニ移ス事ヲ得ス

第六条 使用期間内ト雖モ法律命令ニ基キ又ハ本県知事ニ於

テ公益上其他必要ト認ムルトキハ本許可ヲ解キ若クハ

本命令書ノ条項ヲ増減変更スル事アルベシ

第七条 水面使用ノ為メ他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスル処

二九七〔明治四四年一月大池拝借に関する願〕

公有水面繼續使用願

西白河郡矢吹町大字矢吹字大池下堀北一番ノロ

一溜池反別 二反五畝五歩内堤塘二畝一步

此使用料一ヶ年金二十五錢一厘

但反金十錢

同所同番ノハ

一溜池反別 一反三畝二十九歩内堤塘一畝十二歩

此使用料一ヶ年金十一錢八厘

但反金十錢

合反別三反九畝四歩内堤堀三畝十三歩

此使用一ヶ年金三十九錢 但反金十錢

期間五ヶ年 自明治四十四年一月至四十八年十二月

前年期五ヶ年 自明治三十九年一月至四十三年十二月

右養魚飼育用ノ為水面繼續使用致度候間御許可被成下度図面添付

此段願上候也

明治四十三年十一月三十日

西白河郡矢吹町大字矢吹字東宅地一番地

願人并水下関係人

熊田 勘十郎 印

西白河郡矢吹町長 大谷 知 房 印

アルトキハ本県知事ハ許可ヲ受ケタル者ニ命シテ其障害ヲ障去セシメ又ハ予防スル為メニ必要ナル設備ヲ為

サシムル事アルベシ

第八 条 許可ヲ受ケタル者ニ於テ本命令書ノ条項ニ違背シタルトキハ本許可ヲ解キ且シ損害ヲ賠償セシムル事アル

ベシ

第九 条 使用期間ノ滿了又ハ使用人ノ都合ニヨリ使用ヲ止メタル場合若クハ第六條第八條ニ依リ使用權ヲ失ヒタル

場合ニ於テ該水面ニ現存スル魚類ハ許可ヲ受ケタル者

ノ費用ヲ以テ直ニ収去スベシ

第十 条 許可ヲ受ケタル者ニ於テ第七條ノ義務ヲ履行ヲ怠リタルトキハ本県知事ハ代テ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシ

テ代テ之ヲ執行セシムル事ヲ得

前項ニ依ル費用ハ許可ヲ受ケタル者の負担トス

第十一 条 此命令書ニ基キテ発シタル命令ニ依リ又ハ本命令書

ノ条件ニ違背シタル為メ許可ヲ受ケタル者ニ於テ損害

ヲ被ムル事アルモ本県知事ハ賠償ノ責ニ任セス

右ノ条項堅ク遵守スベシ

明治三十九年一月 日

福島県知事 有 田 義 資

〔本町 熊田俊一家文書〕

福島県知事

西久保 弘 丞殿

福島県指令十一第一八〇号

西白河郡矢吹町

熊 田 勘十郎

明治四十三年十一月三十日願官有溜池水面継続使用ノ件別紙命令書ノ条項ヲ添付シ聞届ク

明治四十四年三月十四日

福島県知事 西久保 弘 道

命 令 書

西白河郡矢吹町

熊 田 勘十郎

第一 条 養魚用トシテ使用スベキ公有水面ノ位置ハ福島県西

白河郡矢吹町大字矢吹字太池下堀北一番ノロ官有溜池

二反五畝五歩

同所同番ノハ同一反三畝二十九歩ニシテ願書ニ添付セ

ル図面ノ区域内トス

第二 条 本水面ハ許可ヲ受ケタル用途以外ニ使用スルコトヲ

得ス

第三 条 使用期間ハ明治四十四年一月ヨリ明治四十八年十二

月マテ満五年トス

第四 条 使用料ハ一ヶ年金三十九銭トシ毎年納入告知書ニ依

リ之ヲ前納スベシ

第五 条 使用期間内ト雖モ本県知事ニ於テ公益上必要ト認ム

ルトキハ許可ヲ解キ若クハ本命令書ノ条項ヲ増減変更

スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ使用人ニ損害ヲ生スルコトアルモ賠

償ヲ求ムルコトヲ得ズ

右ノ条項堅ク遵守スベシ

明治四十四年三月十四日

福島県知事 西久保 弘 道

〔本町 熊田俊一家文書〕

二九八〔阿武隈川の水利に関する卑見の覚書〕

西白河郡関平、滑津、中畑三村（吉子川村にも関係あるならん

か）に涉りての墾田計画は地方開発上誠ニ機宜を得たることにし

て其成功の速ならんことは尙かに希望する所なれども茲に一事の

憂ふべきものあり灌漑用水の十分ならざること是れなり

右計画は従来関和久其他の部落に於ける田地用水の為に設けた

る阿武隈川の堰所を其儘利用する由なるも上流の阿武隈川は水量

常に多からず殊に例年五月下旬には西郷村より沢田村に至るまで略二千町歩の乾田に對し同時に灌漑する為め數ヶ所に於て堰留らるるを以て右の季節にして降雨少なき時は沿岸到る所挿秧に困しみ數百千の人、雨乞いと稱し簀笠を着けて阿武隈川の上流大熊流に集合したることは従前其幾回なるを知らず近年氣象に関する知識稍々普及せるが為め「雨呼り」と稱し多數集合し天を仰ぎて絶叫するが如き風は廃れたりと雖ども用水欠乏して挿秧の時季を失し又稲の發育を妨じらるる事往々之れあるなり是以て今より十八九年前阿武隈川の水源に關係ある西郷村地内の国有林松下の事確定せる時同村より沢田村に至るまで白河町外八ヶ村人民は水源の枯渴を呉れ一部落毎に惣代を派し白河町役場に會せしめ五箇村の橋本久七郎、沢田村の郷作之助二氏を委員として県庁に陳狀の上、宮城大林区署に出頭して交渉し其結果、右松下は中止せられたりし事あるを見るも現在の田地に對する阿武隈川の水量如何を知るべし故に若し水利の如何を篤と調査せずして漫然數百町歩の水田を拓くに於ては其新田は勿論釜子吉子川沢田等各村の熟田數百町の早損を招ぐに至るべきを以て既往の実験に徴して阿武隈川の水量を調査せられんことを陳ぶる所以也

然れども今や地方開発に關し深く力めざるべからざる時機なれば阿武隈川の水量に關し尚深く調査すると同時に岩瀬郡湯本村の南端に於て疏水事業をなし鶴沼川の水を阿武隈川に合せしむること

に就ての調査をも遂げられんことを希望す

右鶴沼川疏水の事に關し西郷村の菊地銀太郎氏の説く所によれば僅に二千間内外開鑿し資金は一万円内外（十余年前の見込）にて足り洪水の場合にも一定の水量以外には西白河地方に氾濫せしむる処なき様水閘を設くるを得、且西郷村と白河町との境界の辺に於ける阿武隈川と大差なき水量を得らるべく殊に不可思議なるは水の温度も阿武隈川の上流のものに比すれば鶴沼川は幾分か高しとあり同氏は甲子山中に生れ而して長く同地に居住し且狩猟を樂みとし常に山野を跋涉し所謂「一木一草悉く是ぞ知己」とも云つべきほど地形等を知悉し居る人なれば想ふに同氏の説く所は大なる誤りなかるべし果して同人の説くが如きものならんか之れを利用すれば右関平辺の開墾地は勿論其他の場所にも新田を拓くも用水に困しむことなきに至るべし

尤も鶴沼川疏水の事に就ては三十年頃と覚え西白河郡長飯塚氏外二三の人は實地を踏査し其後岩瀬御料地辺の用水に供するを得んかとして石田本県技師も踏査したることあるも孰れも深く調査を遂げずして止みたりし由なるも県庁と西白河郡役所に常時の記録あらば幾分參考に資するに足るものもあらんか、尚右関平辺の墾田計画に就ては旧臘滑津の野木善三郎水野谷八郎二氏に愚見の一端を語り二氏共に新田を設けて古田を荒すが如きことありては不都合なるを以て其辺のことは深く調査を遂げ然る後孰れとも決定せ

しむべしと語られたれば輕率は万々なかるべしと信ずるも関平辺
開墾と云へ鶴沼川疏水の事と云へ地方に大なる関係あるを以て参
考の爲め此覺書を呈することとせる也

大正三年二月

大野 峯 治

〔須賀川 戸石清一家文書〕

二九九〔大正五年十月大池拝借に関する願〕

公有水面使用願

西白河郡矢吹町大字矢吹字大池下堀北一番ノロ

一溜池反別二反五畝五歩 内堤塘二畝一步

西白河郡矢吹町大字矢吹字大池下塘北一番ノハ

一溜池反別一反三畝二十九歩 内堤塘一畝十二歩

合反別参反九畝四歩

此使用料合計一ケ年金三十九錢但反金十錢

期間五ケ年 自大正五年十月十九日許可
至大正十年九月十九日許可

右養魚用ノ爲メ水面使用致度候間御許可被成下度図面相添エ此段

願上候也

大正五年三月

西白河郡矢吹町大字矢吹字東宅地一番地

願人 熊 田 勘十郎

水下関係人

会 田 道之助

西白河郡矢吹町長 武 藤 一 策 園

福島県知事

堀 口 助 治 殿

福島県指令十一第一九三七号

西白河郡矢吹町

熊 田 勘十郎

大正五年四月六日付願公有水面使用ノ件左記条件ヲ付許可ス

大正五年十月九日

福島県知事 川 崎 卓 吉

記

一 養魚ノ爲使用スベキ公有水面ノ位置ハ西白河郡矢吹町大字矢吹
字大池下堀北一番ノロ溜池二反五畝五歩外一筆此総反別三反九
畝四歩内ニシテ願書添付ノ図面ノ通

一 本水面ハ許可ヲ受ケタル目的以外ニ使用スルコトヲ得ズ

一 使用期間ハ大正五年十月ヨリ同十年九月マテ滿五年トス

一 使用料ハ一ケ年金三十九錢トシ納入告知書ニ依リ前納スベシ

一 使用期間内ト雖モ本知事ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ

本許可ヲ取消若クハ本条件ヲ増減変更スルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テ使用人ニ損害ヲ生ズルコトアルモ賠償ヲナサズ

〔本町 熊田俊一家文書〕

三〇〇〔昭和二年一〇月矢吹鏡石の原野開発についての檄文〕

拝啓 秋冷之候愈々御清祥奉賀候

擬我福島県殊に岩瀬全町村、西白河一町七ヶ村は天恵に洩るる屈指の土地柄にて、水利之しき為に諸農作に適せず、之が応急の道は、該町村へ水利の便を計ると共に、矢吹鏡石の広原を飛行機練習所又は軍需品其他の工業地帯とし、湯本村へ陸軍療養所、スキ―場の設備をするを上策と存候。

それには国家といふ大なる力によらざれば、実行を期し難く、情意を尽して内務、農林、陸軍の三省を動かすの必要あり、地元多数の協議により、徳望高き先達役の奮起を仰ぎ、小生その驥尾に附して、いさゝか御奉公申上度と思ひ、昨冬以来面接又は文書によつて、それ／＼有志諸君と御相談を申上候処、地方の急に赴く為には、此限誰彼と云つて時日を遷延せんより、請ふ隗より始めよとの御慈通も少からず、止むなく不肖を顧みず、暫く獭犬役を相勤むる事に相成り、関係官省に連絡を取り、その実現に向つて活動相始め候折柄、福島県会にては、左なきだに水利不便耕作に

適せざる矢吹広原に、世襲の農民さへ行き立ざる折柄、移民作農の決議をなしたる由を仄聞し、斯くては徒らに戢筆を作らんとするものにあらずや、又目的貫徹に故障を生ぜんことを考慮の余り、本年五月二十二日付にて、先以て移民の儀延期を伊藤福島県知事に願出候処、何か小生が野心に策動するものと誤認されしにや、其の依牒によるものと見え、警視庁にては小生の身辺、郷里須賀川警察署にては、この請願に尽力さるゝ運動員を取調ぶる等の事ありしも、幸に私等の正しき主張は却て其筋よりも同情さるゝやうの次第と相成候、依つて取急ぎ六月十八日地方諸君賛助の調印取纏めの上後日提出を誓ひ、小生仮に代表として内務、農林、陸軍の三省へ請願書差出し置候。

隣接茨城県助川の如きは、昨は数十戸を算するに過ぎざる一寒村なりしも、今は或種の工業地帯となりてより、僅々二年の間に発展、堂々たる数千戸の都市となりしやうの実例も有之、幸に矢吹鏡石広原の如きは、工業地帯としての将来を卜するに足る運輸の便に富み、更に鉄道電化するに於ては、東京より三時間余の行程なれば、全く東京市外と同一視して宜しき程なれば、貧農増加の移民の如きは後日に譲り、工業地帯として繁栄の都市となるやう、地方百年の計画いたし度ものに候。

願れば小生同窓の人たちも、既にその七割以上地中の人となり、郷里に竹馬の友を語る人も少く相成候、我地方疲弊の為か、衛生

上行届かざる為か、労働精神等にも無理ある為か、他国より早世律多大なること、調査の結果現れしに付、地方人生の一大事とも存候まゝ、一身を捧けてこの事に当り度、追々政治季節差迫り、一刻も忽にすべからざるの時季と相成り、既に地元多数の御調印も得たれど、猶一層諸君の御援助によつて其成功を期し度、幸に小生朝野名士八百名余の支援の下に済美会を経営いたし居る關係上、今回の請願に就ても甚大の応援を得る事に相成り候へ共、もとゝ熱烈なる地元運動を第一とする義に候へば、何分ともに御援助の上この大事業を完成せしめらるゝやう、切に奉懇願候。

敬具

昭和十一年十一月

東京市本郷区湯島天神町一ノ四五

福島県粹衝出身 金 沢 敏 行

電話下谷 83 八二三〇番

〔本町 熊田俊一家文書〕

三〇一「昭和一九年中畑村土地改良水田造成小用排水事業施行について」

議案第六号

土地改良水田造成小用排水事業施行ニ関スル件

食糧増産対策トシテ左記工事ヲ施行スルモノトス

一 施行場所

一 西白河郡中畑村大字中畑字蟹沢地内溜池改良工事

此工事費四千円也

内 二千六百円也 県補助金百分ノ六十五
内 一千四百円也 村費負担金

二 西白河郡中畑村大字中畑山崎地内溜池工事改良

此工事費五千六百円也

内 三千六百四十円 県補助金百分ノ六十五
内 一千九百六十円 村費負担金

三 西白河郡中畑村大字松倉字東久保地内溜池改良工事

此工事費七千二百円也

内 四千六百八十円也 県補助金四分ノ六十五
内 二千五百二十円也 村費負担金

四 西白河郡中畑村大字中畑字古屋敷地内溜池改良工事

此工事費六千五百円也

内 四千二百二十五円也 県補助金百分ノ六十五
内 二千二百七十五円也 村費負担金

昭和十九年二月二十九日提出

中畑村長 小 針 弥太郎

〔町有 昭19「中畑村会議録」抜粋〕

三〇二〔大正五年矢吹原開墾基本調査成績〕

大正五年西白河郡、岩瀬郡矢吹原開墾基本調査成績

(一) 開墾面積

工 事 前	工 事 後 予 定	摘 要
地 目	地 目	
面 積	面 積	
山 林 畑 田	山 林 畑 田	御 料 地 及 民 有 地 共
四〇〇町	九〇〇町	
六〇〇町	三三五	
三〇〇町	三	
宅 地	宅 地	
三	三	
道 路	道 路	
一六	四〇	
水 路	水 路	
一、三三	一、三三	
計	計	

(二) 水源計画

鶴沼川を水源として之れを渚水溜地とし所要水量を隅戸川に流入せしめ渚水路を堀鑿して開田地に導く。

(三) 経費予算

費 目	金 額	費 目	金 額
溜 池 費	八六、八五円	用地 及 雑 費	四八、六〇円
導 水 路 費	一三、九〇	計	一三〇、四五
開田 及 附 帯 工 費	一三〇、〇〇		

〔昭 44 刊〕福島県農地開発史料第一巻「抜粋」

三〇三〔大正一三年矢吹ヶ原土地利用調査結果〕

大正十三年土地利用調査

(一) 開墾面積

現 地 目	開 発 予 定 面 積	摘 要
田	畑	
計	計	
山 林 畑 田	山 林 畑 田	滑 津 原 を も 包 含 し た
一、一〇、八町	四〇〇町	
七三、二	一〇〇町	
一、一六、〇	一、一六、〇	
一、一六、〇	一、一六、〇	
開 墾 面 積 計	開 墾 面 積 計	
一、一六、〇	一、一六、〇	
水 補 給 田	水 補 給 田	
一、一六、〇	一、一六、〇	
計	計	

(二) 水源計画

大正五年県の計画したものに同じ。溜池築堤の位置は羽鳥部落上流

(三) 経費予算

費 目	金 額	費 目	金 額
羽 鳥 溜 池 費	七六、〇七円	予 備 費	一〇〇、〇〇円 共
幹 線 溜 池 費	五七、九〇		
補 助 溜 池 費	三三、〇七		
主 要 溜 池 費	八五、五〇		
以 上 附 帯 工 事 費	一、一六、〇		
開 墾 面 積 計	一、一六、〇		
水 補 給 田 費	一、一六、〇		
工 事 費	一、一六、〇		
雑 務 費	一、一六、〇		
合 計	一、一六、〇		

〔昭 44 刊〕福島県農地開発史料第一巻「抜粋」

三〇四〔昭和二年矢吹国営開田後援会趣意書〕

趣意書

農食糧問題解決ノ方策トシ曩ニ吾ガ矢吹原一円ヲ中心トスル国営開田事業遂行ニ対シ従来白河岩瀬国営開田期成同盟会に於テ之レガ運動ヲ継続シ来リタル処全国幾多ノ国営開田候補地ヨリ第一位ノ候補地トシテ選定セラレタルハ一ニ同盟会ノ力ニシテ地方ノ為メ洵ニ欣幸トスル処ナリ依テ同盟会ノ事業ヲ翼賛シ斯業ノ達成ヲ期センガ為メ茲ニ後援会ヲ組織シ之レガ資金ノ充実ヲ謀ランガタメ市内同志各位ノ御援助ヲ仰グ所以ナリ

昭和二年七月

矢吹原国営開田後援会

〔本町仲西正次家文書〕

三〇五〔昭和三年矢吹俗謡集（開墾の唄）〕

矢吹俗謡集

昭和三年八月

国営開墾数へ唄

仲西 呆堂 岡部 喜四郎 合作

一ツトヤー 広い野原が田に変わる〜

国営開墾何うざやいな〜

二ツトヤー 振り出し此処だと自作農〜

耕せ精出せ己が田に〜

三ツトヤー 実って驚く地味の良さ〜

米麦豆粟黍までも〜

四ツトヤー 喜び働け増産に〜

之れが御国の御奉公〜

五ツトヤー 今が今まで待ちかねた〜

明け行く矢吹の瑞祥ぞ〜

六ツトヤー 向ふに見ゆるは二股よ〜

流れてお化粧の水までも〜

七ツトヤー 泣いて来たのが今笑ふ〜

泣いた涙の水かけて〜

八ツトヤー 山鳥雌子は何処へやら〜

やがて黄金の波が打つ〜

九ツトヤー 此処を拓いて国の糧〜

富士の山ほど積んで出せ〜

十ツトヤー 十が十まで皆稔る〜

暮餅搗く音の賑やかさ〜

昭和三年八月

都々逸

故武藤一策翁作

昇る朝日の飛行機で見れば

一目五千町の矢吹原

雉子や兎の矢吹ケ原も

やがて黄金の花が咲く

都々逸

仲西呆堂作

きどす鳴いてる矢吹ヶ原も

やがて青田で啼く蛙

都々逸

藤田吉郎作

飛んで行きませう矢吹ヶ原は

日本一の開墾地

米が足らぬと騒ぐは野暮よ

矢吹ヶ原から五万石

鴨縁江節

佐久間一坊作

一、鶴沼の清き流れをアリヤ堰とめて

開く田圃はアリヤ数千町ヨイシヨ

瑞穂の国をネいや富ますヨ

矢吹のマタ開田世の誇り

二、ネーあなた矢吹の開田アリヤ出来たなら

浮気商売アリヤさらりとやめてヨイシヨ

主と二人でヨ共ともにネ

米のマタなる木を作りませう

相馬二篇返し

佐久間一坊作

ハアー 三角天から見渡す限り

黄金波打つ矢吹原く

ハアー 矢吹原から飛行機に乗れば

東京仙台一時間く

ハアー 峯に大松ふもとに小松

矢吹原では人を待つく

〔町有文書〕

三〇六〔昭和三年六月鶴沼川水利に関する協定書〕

協定書

矢吹ヶ原国営開墾事業施行ノ為鶴沼川上流羽鳥ニ貯水池ヲ設置ス
ル場合ニ於テハ水ノ利用上開墾用水ト鶴沼川下流会津電力株式会
社既許可発電所トノ水ノ配分使用方法及此ニ件フ必要事項ニ関シ
別紙要項ニ依リ処置スルコトニ異議ナキヲ以テ右要項ノ通実施ス
ルコトヲ協定ス
本協定ノ証トシテ本書二通ヲ作製シ当事者各一通宛ヲ保存スルモ
ノトス

昭和三年六月二十八日

福島県知事 加勢 清雄

福島県若松市栄町一五九番地

〔昭44 刊「福島県農地開発史料第一巻」抜粋〕

三〇七 〔昭和八年矢吹原開墾実施調査と着手〕

矢吹原開墾実施調査

矢吹御料地底下及将来国営開墾実施の可能性が濃厚となつてきたので昭和八年度において開墾調査費予算を増額し一部の地域について実施設計調査を執行、一方御料地底下に関する事務的な資料の調査を行った。

修練農場の開墾

昭和の初期においては農村の不況甚しく次第に自棄的な方向に進みつつあるので農村再建のため中堅人物の養成を必要とし修練農場開設の機運にあつた。矢吹御料地底下交渉も妥結を見るに至つたので、矢吹原にこの修練農場（当時農民道場の仮名をもつて呼ばれた）を開墾しこの開墾事業及開墾地営農を通じて農民精神の陶冶を計ることとなり昭和九年七月二十一日福島県立矢吹原修練農場は設置された。その位置は西白河郡中畑村大字中畑字陣場に定められた。

開墾着手

矢吹原修練農場開設に伴う敷地及農場の開墾が必要となつたので当時県下全般に施行中の時局匡救開墾に着手した。時に昭和九年七月二十三日であつた。

続いて翌十、十一両年度に亘り一般開墾助成事業として四十町歩を開墾し、第一回事業分とも累計四十町歩の畑が造成され農場として利用されている。

その事業計画は次の通りであつた。

(一) 第一回事業（時局匡救開墾助成）

地目	町	町	町
山林	一〇・九	七・三	二・四
宅地	一〇・九	七・三	一〇・七
道計	一〇・九	七・三	一〇・七
排水路	一〇・九	七・三	一〇・七
合計	一〇・九	七・三	一〇・九

〔昭44 刊「福島県農地開発史料第一巻」抜粋〕

三〇八〔昭和九年矢吹原御料地貸付者別面積〕

矢吹原御料地貸付者別面積調（昭和九年三月）

地 目	貸付面積	内 訳				未貸付地	総面積	摘 要
		日本畜産 会社	旧十ヶ村 町	一般貸付 町	其他貸付 町	町		
田	九七・〇二二	四・三〇五	一・九七一	九〇・六四五	—	—	九七・〇二二	
畑	七〇一・五三八	一六・三〇九	二九・七一九	五九・八六〇	一〇二・五	〇・〇三七	七〇一・五三八	（其他貸付分）農林省
山林	三九・一九三	三六・四九四	二二・六二七	一九〇・八二〇	—	四八・七三四	一・〇七・九七五	（其他貸付分）農林省
原野	三六・一七〇	五五・八〇五	一〇・九四五	七・四六四	六四・八七六	一四・二二〇	四七・三三八	（其他貸付分）農林省
宅地	二五・二〇九	一・二六七	二・五五〇	九・〇三〇	—	—	三三・三三九	（其他貸付分）農林省
溜池	四・〇二九	〇・五七〇	〇・一九四	三・〇一八	—	〇・二六五	四・二〇四	
畜養場	三・七〇八	—	—	—	三・七〇八	—	三・七〇八	（其他貸付分）農林省
鉄道用地	一・五九三	—	—	—	一・五九三	—	一・五九三	（其他貸付分）仙鉄局
道路	八・五〇三	〇・四二二	一・〇二〇	三・三二〇	三・九五九	三・七二〇	二・一九三	（同）福島県知事
水路	〇・一八八	—	—	〇・一八八	—	一・五五二	一・七四〇	（同）仙鉄局
電柱敷地	〇・〇五七	—	—	〇・〇一〇	〇・〇四四	—	〇・〇五七	（同）遭信省
避病院敷地	〇・三〇三	—	—	〇・三〇三	—	—	〇・三〇三	三神村
学校敷地	〇・六八二	—	—	〇・六八二	—	—	〇・六八二	三神村、鏡石村分ハ日本畜産会社貸付 地内ニアリ
計	一・七二・三三三	六二・七〇九	三九・五二〇	六三・七七八	九三・五〇六	六二・三二〇	一・四六・五二二	

附記 共同借地、個人借地関係人員及雑地種物払下人 計一一、四四七人

三〇九〔昭和九年御料地と県有地の交換に関する県議会決議〕

（昭和九年臨時県会決議録より矢吹町外五ヶ村所在御料地と

県有地交換）

議案第十五号

不動産交換ノ件

福島県西白河郡矢吹町外五箇村所在御料地

一実測 二、三四六町五反五畝一歩

右地方産業開発ノ為必要ニ付左記本県有林並金一五万円ヲ提供シテ取得セントス

記

福島県安積郡丸守村所在

一実測 一、七二六町二反五畝二二歩

昭和九年三月二十四日提出

昭和九年三月二十九日議決

福島県知事 畑 山 四男美

〔昭44 刊「福島県農地開発史料第一巻」抜粋〕

三一〇〔昭和一一年東北地方集団農耕地開発事業〕

東北地方集団農耕地開発事業

。東北振興対策の一として政府は東北地方集団農耕地開発事業を計画。この施設に対して本県では大規模国営開墾実現に至る迄

の間先づ畑地として利用することが寧ろ将来開田の際好果を齎すもので適当な措置と認め、昭和十一年度から矢吹原県有地（川崎、中畑、矢吹、三神の町村に跨る旧御料地）の一部をこれに該当せしむべく政府に出願し、昭和十一年十一月十六日その補助指令を得た。

開発計画（当初計画、四十八戸入植予定の分）

地目	工事前 実測面積	開畑面積	工事後 予定面積	摘 要
畑	町 五・〇〇〇	町 八・五〇八	町 三・六四〇	変更計画は事業成績の章参照
宅地	町 〇・五七	町 八・五〇八	町 二・七六七	
山林	町 三・四六七	町 一・五〇八	町 〇・〇〇〇	
原野	町 三・四四四	町 一・五〇八	町 〇・〇〇〇	
防風林	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	
薪炭林	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	
採草地	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	
神社地	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	
墓地	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	町 〇・〇〇〇	
計	町 三・六〇八	町 一・五〇〇	町 〇・〇〇〇	
道路	町 五・九一七	町 一・五〇〇	町 六・六一一	
溝渠	町 〇・三三四	町 〇・〇〇〇	町 〇・三三四	
計	町 五・五五二	町 一・五〇〇	町 六・八〇五	
合計	町 三・八〇九	町 一・五〇〇	町 三・八〇九	

。これより先本事業施行地に対し昭和十年六月五日耕地整理一人施行の認可を受け工事後の土地処理方法を定めた。

。かくして事業は昭和十四年度迄継続施行し、開田七町八反歩、開畑一九四町九反歩を完成、七八戸の移住者を安定せしめたのである。

。この事業施行に當つて県は昭和十一年開墾事務所を設置すると共に、移住者選定については移住規定を定めた外、詮衡委員を任命してこれを厳選し、更に入植決定の者に対しては移住家屋建築補助申請手続に依り補助金を交付したのであった。而して移住家屋は別紙の構造に拠るべく指導したので全部同一の構造であり十戸づつを単位とする集団部落として一戸当経営面積は次の通りであつた。

畑	二町五反歩（総面積	一九五町）
共同耕作畑	五反歩（同	四〇町……七八戸分）
同 田	二反歩（同	一五町六反歩）
宅 地	五畝歩（同	三町九反歩）
薪炭林	一町五反歩（同	一一七町）
採草地	五反歩（同	三九町）
計	五町一反五畝歩	

。以上諸規程及移住家屋の構造等は次の通りである。

福島県矢吹原開墾事務所設置（昭和十一年三月二十三日）
（福島県告示第一四三号）
福島県矢吹原開墾事務所ヲ西白河郡矢吹町ニ設置ス

福島県矢吹原開墾事務所規程（昭和十一年三月二日）
（福島県告示第一〇〇号）

第一 条 矢吹原開墾事業施行ノ為矢吹原開墾事務所ヲ置ク
第二 条 本事務所ハ經濟部耕地課ニ属シ矢吹原開墾ニ関スル
左ノ事務ヲ掌ル

- 一、調査設計
- 二、工事監督
- 三、用地買収並補償
- 四、開墾地移住
- 五、其ノ他特ニ命ゼラレタル事項

第三 条 本事務所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一、所長 一名
- 二、所員 若干名

第四 条 所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ処理シ所員ヲ指揮監督
ス所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ニ従事ス

第五 条 本事務所処務ニ関スル事項ハ昭号九年四月四日福島
県訓令第七号福島県臨時農業水利改良事務所処務規程
第二条乃至第三十一条ノ規定ヲ準用ス

附 則

本規程ハ昭和十一年三月二日ヨリ之ヲ施行ス

福島県矢吹原開墾地移住規程（昭和十一年九月四日）
（福島県告示第五五四号）

第一条 理想農民建設ノ為矢吹原県営開墾地ヲ耕作セントスル者ハ本規程ニ依ル移住ヲ為スコトヲ得

第二条 移住者ハ左ノ各号ノ資格ヲ具備セル者ニ付知事之ヲ定ム

一、農業ニ経験アルモノニシテ県内ニ本籍ヲ有シ三年以上住居シタル者

二、身体強壯ニシテ移住地ニ永住シ得ル者

三、移住後六月以上自家生計ニ要スル費用並ニ農業經營創設ニ要スル資本ヲ準備シ得ル者

營創設ニ要スル資本ヲ準備シ得ル者

第三条 移住セントスル者ハ第一号様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出シ其ノ許可を受クヘシ

第四条 移住ノ許可ヲ受ケタル者ハ遅滞ナク第二号様式ニ依リ保証人連署ノ上請書ヲ提出スヘシ保証人ハ移住者トシ連帯シテ債務ヲ負フモノトス

保証人ガ死亡シ又ハ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ手續ヲ為スベシ

第五条 保証人ハ本県ニ於テ公民権ヲ有シ地租又ハ所得稅年額五円以上ヲ納ムル者タルコトヲ要ス

第六条 移住ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ左ノ各号ニ掲グル物件ヲ使用セシム

メタルトキハ左ノ各号ニ掲グル物件ヲ使用セシム

一、移住經營ニ必要ナル土地

二、共同作業場、共同収納舎並ニ各其ノ附屬設備

三、其ノ他移住者ニ必要ナル工作物又ハ諸設備

第七条 移住者ハ知事ノ定ムル所ニ依リ素地代及県營事業費納付金ヲ県ニ納入スル義務アルモノトス前項納入金ハ二十四年賦ヲ限度トシ毎年度別ニ定メラレタル期日内ニ之ヲ納入スルモノトス

第八条 移住者前条ノ義務ヲ完了シタルトキハ県ハ第六條第一号ノ土地ヲ移住者ニ無償譲渡スルモノトス

第六條第二号ノ施設ヲ共同使用スル移住者ノ全部ガ前条ノ義務ヲ完了シタルトキハ其ノ施設ハ共有物トシ無償譲渡スルモノトス

第九条 移住者ニシテ第七條ノ義務ヲ完了前退去シタル場合ニ於テハ本規程ニ基ク総テノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ既ニ納入シタル納付金ハ之ヲ還付セズ

前項ノ場合ニ於テ移住者ノ建築ニ係ル家屋ノ所有權ハ第十條ノ規定ニ依リ補充セラレタル者ニ移轉スルモノトス此ノ場合ニ於テハ承継人ハ其ノ時価ヨリ建築費ニ對スル補助金ヲ控除シタル金額ヲ前項ノ移住者ニ支払フベシ

第十条 移住者ニ欠員ヲ生ジタルトキハ第一条及第二条ニ依

リ直ニ之ヲ補充スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ補充セラレタル移住者ハ新ニ第七条

ノ納付金ヲ納入スル義務ヲ負フモノトス

第十一条 移住ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定セラレタル土地ニ家

屋ノ建築ヲナスベシ

東北地方集団農耕地開発事業トシテ農林省ヨリ補助金

ノ交付ヲ受ケタル開墾地ノ経営上必要ナル家屋ニシテ

建坪十八坪以上ノ耐久の家屋ノ建築ヲナシタル者ニ対

シ一戸当三百円以内ノ補助金ヲ交付ス

第十二条 移住者ニ於テ農業以外ノ事業ヲ営マントスル場合ハ

其ノ事業目的及内容ヲ記載シタル書面ヲ提出シ知事ノ

許可ヲ受クベシ

第十三条 移住者隠居死亡ニ因リ相続人ニ於テ其ノ権利義務ヲ

継承セントスルトキハ事故発生後三十日以内ニ第三条

様式ニ依リ願出テ知事ノ許可ヲ受クベシ

第十四条 知事ハ移住者ニ対シ経営其ノ他ニ関シ必要ナル事項

ヲ命ズルコトアルベシ

第十五条 移住者第七条ニ定ムル納入ノ義務ヲ完了スル迄ハ知

事ノ承認ヲ得ズシテ第六条ノ使用物件ヲ転貸シ又ハ之

ニ対シ權利ヲ設定スルコトヲ得ズ

第十六条 移住者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ知事ハ移住ノ

許可ヲ取消シ退去ヲ命ズルコトアルベシ但シコレガ為
損害ヲ生ズルモ県ハ賠償ノ責ニ任ゼズ

一、本規程又ハ本規程ニ依リ発シタル命令若クハ許可

条件ニ違背シタルトキ

二、公用又ハ公益事業上必要ト認メタルトキ

三、納入金ノ納付ヲ怠リタルトキ

四、理想農村建設ノ趣旨ニ反スル行為アリタルトキ

附則

第十七条 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八条 昭和十一年三月福島県告示第一四一号福島県矢吹原

開墾地移住規程ハ之ヲ廃止ス。但シ同規程ニ依リ移住

ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ昭和十三年二月二十八日迄

ニ第四号様式ニ依ル請書ヲ差出シタル者ハ本規程ニ依

リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

(様式省略)

福島県矢吹原集団農耕地移住家屋建築費補助申請手續

(昭和十一年十月七日
福島県告示第六二九号)

第一条 本県矢吹原開墾地移住規程第十一条第二項第一号ニ

依リ補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一号ノ申

請書ヲ建築ニ着手ノ際矢吹原開墾事務所ヲ經由シ知事

ニ提出スベシ

第二 条 移住家屋ノ建築ニ関シテハ県ニ於テ設計書ヲ交付ス

前項ノ設計書ニ依ラザル家屋ノ建築ヲナス場合ハ前条ノ申請書ニ本県開墾地移住奨励規程第三条第一号及第二号ノ書類並ニ第三号ノ図面ヲ添付シ申請スベシ

第三 条 移住家屋ノ設計変更ヲナサントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

第四 条 補助ノ指令ヲ受ケタル者家屋ノ建築ヲ終リタルトキハ様式第二号ノ補助金交付申請書ニ様式第三号ノ決算明細書ヲ添へ遅滞ナク之ヲ知事ニ差出スベシ

第五 条 補助金ハ実施検査ノ上之ヲ交付ス

第六 条 補助ノ指令ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ指令ヲ取消シ又ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一、補助金交付ノ条件ニ違反シタルトキ
- 二、工事施行又ハ家屋利用ノ成績不良ト認メタルトキ
- 三、不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

附 則

第七 条 本手続ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

矢吹原県有土地管理に関する特別会計の設定

昭和九年九月一日矢吹御料地二、三四四町九反六畝九歩は福島県に払下げられたので、県はその土地管理に關し同年度から特別会計を設けて土地及森林の管利を行つてきたのであるがその土地管理費支出額は次の通りである。

年度	金額	年度	金額	年度	金額	年度	金額
昭和九	六、四四〇円	昭和三	一、九七〇円	昭和七	九、五〇〇円	昭和三	六、五六六円
二〇	三、九六九	一四	一、七二二	一八	一、	三	六、〇〇八
二二	三、三三六	一五	三、九五二	一九	五、三	三三	二、六六七
二三	一、九七六	一六	二、四七四	二〇	一、五〇〇	計	三、一二三

矢吹原開発審議会の設置

矢吹原開発ノ国営実施促進を図るため昭和十三年矢吹原開発審議會を設置し、これに県費から金一千円の補助金を支出してその活動を促したのであった。本会の規約は次の通りである。

福島県矢吹原開発審議会規約

第一 条 本会ハ福島県矢吹原開発審議會ト称ス

第二 条 本会ハ矢吹原国営開墾事業ノ実施促進ヲ図ルヲ以テ

目的トス

第三 条 本会ノ事務ハ福島市（福島県庁耕地課内）及東京市（丸ビル六階福島県東京事務所内）に置ク

第四 条 本会ニ左ノ役職ヲ置ク

會長

理事 若干名(内一人ヲ常務理事トス)

顧問 若干名

評議員 若干名

幹事 若干名(内一名ヲ常任幹事トス)

書記 若干名

會長ニハ福島県知事ヲ推戴ス理事顧問及評議員ハ會長之ヲ推薦

シ又ハ命ズ幹事及書記ハ會長ヲ囑託シ又ハ命ズ

第五 條 會長ハ会務ヲ總理シ会ヲ代表ス

常務理事ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ

代理ス

昭和十三年十二月五日

福島県矢吹原開発審議會役職員名簿

會長 知事 君島清吉

理事 衆議院議員 仲西三良

同 県會議長 小松茂藤治

同 県会副議長 岩崎光衛

同 県會議員 大木代吉

同 総務部長 内藤三郎

同 經濟部長 坂井貞一

同(常務理事)

顧問

貴族院議員

河原田 稼吉

同

宮田 光雄

同

油井 徳藏

同

金成 通

同

大谷 五平

同

諸橋 久太郎

同 衆議院議員

栗山 博

同

釘木 衛雄

同

堀切 善兵衛

同

仲西 三良

同

林 平馬

同

中野 寅吉

同

助川 啓四郎

同

比佐 昌平

同

山田 六郎

同

星 一

同 元農林次官

井野 碩哉

同 評議員

佐藤 元治

同

佐藤 善一郎

同

松田 甲次郎

同

鷺 清昇

第5編 近 代 2産業・経済

同 同

同 同

川 小 岩 野 関 草 加 渡 菊 小 宗 菅 太 早 馬 三 松 深 山 大 唐
 田 野 崎 崎 内 野 藤 辺 地 沢 像 野 田 川 場 田 永 谷 田 竹 橋
 正 晋 光 満 正 三 宗 信 善 五 孝 喜 秋 清 長 暉 高 新 一 作 重
 智 平 衛 蔵 一 郎 平 任 吾 郎 三 郎 之 久 一 郎 摩 政

同 同

同 同

高 阿 金 渡 高 志 片 矢 鈴 渡 大 白 蓮 大 大 星 佐 小 二 富 物
 田 部 子 辺 野 賀 平 内 木 辺 内 岩 沼 木 越 藤 松 瓶 田 江
 重 吉 与 晴 与 万 清 周 祐 一 忠 竜 代 軍 市 茂 謙 勘 浩
 作 郎 左 松 吉 吉 次 郎 之 郎 夫 吉 三 太 藤 二 之 丞

三二一〔昭和十三年一月福島県矢吹原国営開墾実施促進ニ関スル上申書〕

支那事変ハ茲ニ新ナル段階ニ入り長期建設ヲ必要トスルノ秋銃後ノ護亦強固タラザルベカラズ特ニ多数ノ將兵ヲ送り出セル農村ニ於ケル生活安定ノ問題ハ現下ノ最緊要事ナリトス抑々農村ノ現状ヲ見ルニ一戸当耕作面積逐年減少ヲ来セルノ実状ニシテ農村ノ中堅タル出征將兵ノ帰郷ヲ迎フルニ豊富ナル新耕作地ヲ今日ヨリ準備シ置ク事ハ各種軍人援護事業ヲシテ有終ノ美ヲ収メシムルニ最も有効適切ナル施設ニシテ外満支移住ノ施設ト相俟チテ内帰郷軍人ヲシテ未墾ノ天地ニ開拓ノ畝ヲ振ハシメ同志協力ノ下ニ鞏固ナル農業経営ヲ基礎トセル自作農タラシメ以テ生活ノ安定ヲ得セシムルコトコソ一ハ軍人援護ノ実ヲ完フシ聽テハ農村自力更生ノ原動力トナリ地方農村ノ振興ニ寄与スル所大ナルモノアルヲ信ズ

福島県ハ土地僻遠ニシテ瘠薄加フルニ連年災禍頻リニ至リ地方農民ノ疲弊顯著ナルモノアリ然モ農村人口ノ遙増耕地潰廢ノ漸増ニ伴ヒ一戸当耕作面積ノ減少ハ年ト共ニ甚シク之カ対策トシテ地方民間ニ熱烈ナル希望アリト雖モ地方財政ノ窮乏ハ之カ次企業経営ヲ許サズ為ニ福島県矢吹原ノ如キ極メテ農耕ニ適スル大集団未墾地モ空シク放置セラレ藏態依然タルモノアルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ

現今国力ノ發展ニ伴ヒ国家財政ノ膨張ヲ来シツ、アリト雖モ敢テ

国資ヲ割愛セラレ国営ヲ以テ矢吹原ノ大規模開墾事業ヲ施行セラル、アラバ當ニ帰郷將兵ニ安住ノ地ヲ与フルノミナラズ農産資源ノ開発ニ資スルコロ極メテ大ニシテ時局下最モ喫緊ナル施設ナリト信ジテ疑ハズ

庶幾クハ紋上地方ノ要望ト非常時銃後施設トシテノ事情御賢察ノ上昭和十四年度ヨリ右国営開墾事業ヲ御実施相成様御詮議相仰度此段及上申候也

昭和十三年十一月 日

福島県知事 君 島 清 吉

〔昭44 刊「福島県農地開発史料第一巻」抜粋〕

三二二〔昭和十五年県営矢吹原開墾事業要覧〕

福島県営矢吹原開墾事業要覧

一、矢吹原開墾ノ目的

本地区ハ元矢吹原御料地デアツタ西白河郡矢吹町ヲ中心トスル一町五ヶ村ニ跨ル県有地二、三四五町歩ノ一部六四〇町歩デ国県道ニ沿ヒ鉄道東北本線ハ地区内ヲ縦貫シ開畑好適ナ農業経営ニ至便ナ平坦地デアリマス

県ハ東北振興調査会ノ決議ニ依ツテ生レタ政府ノ方針ニ從ツテ昭和十一年度以降四ヶ村計画ヲ樹テ此処ニ集団農耕地ヲ開発シ県内ヨリ優良ナル移住者七八戸ヲ招致シテ自作農ナラシメ本県農村経済更生ニ呼応シ理想郷ノ建設ニ邁進シヨウトスルモノデ

アリマス

二、開墾計画

本事業ハ山林、原野ヲ人カト機械デ拔根耕起シテ開畑シ部落並ニ宅地ニ沿ツタ地区ノ中央ニハ県道ニ連絡シテ幹線道路ヲ開設シ更ニ支道、歩道ヲ設置シ耕地ハ一區画概ネ一町歩トシテアリマスカラ交通運搬農耕ニハ極メテ至便デアリマス 尚地区内低湿地ヲ利用シ鑿井灌漑ニ依リ開田シ工事完成後ハ宅地四十五町畑二百三十五町 水田七町八反ガ得ラルムコトニナリマス其ノ他薪炭林ト採草地デ百五十六町アリ又開墾地内ノ高イ所ニハ防風林ガ約七十町程保安林トシテ残ルコトニナツテ居リマス

三、経営計画

移住地ノ個人経営ハ一戸当リ宅地一五〇坪、畑二町五反ヲ配當シ外ニ採草地五反、薪炭林一町五反歩ノ貸付ヲナシ之レニ麦類九反歩、菜種三反歩、緑肥五反歩ノ冬作ト陸稻一町歩豆類二反歩、馬鈴薯二反歩、雑穀三反歩、緑肥二反歩、根菜類二反五畝並ニ牧草及飼料作物(玉蜀黍)三反五畝歩ノ夏作ニ更ニ果樹園二反五畝、桑園二反五畝ヲ耕作シ地力維持増進ト食料及飼料ノ自給並ニ現金収入ノ途ヲ画ル為メ養蚕並ニ農産加工ヲ加味シタル有畜耕種組織ノ経営ヲ指導シテ居リマス 家畜ハ畜力畜産物ノ利用ト自給肥料ノ増産上必要欠クベカラザルモノデ毎戸和牛一頭豚二頭羊五頭兎一〇羽鶏五〇羽ヲ飼養セシメ養蚕ハ夏秋蚕

ヲ主トシ年額三〇貫以上ノ収穫ヲ目標トシテ居マス共同経営ハ移住者ヲ以テ組織シマシタ保証責任弥栄信用購買販売利用組合ガ主体トナツテ畑四十町歩水田七町八反歩ヲ年賦金ノ償還ト備荒貯穀ノ資ニ充テ組合ノ活動ト組合員ノ福利増進ノ為メ一二戸ヲ以テ一部落トスル各部落組合ガ共同耕作ヲシテ居リマス尚地区ノ中央ニハ県費デ造ツタ集会場共同作業場収納場ガ有リマス各部落ニモ共同作業場ヲ建設シ相互ノ利用ニ充テ、アリマス

四、移住ニ要スル資金

移住許可ト同時ニ住宅並ニ畜舎等ハ移住者自身ノ資金ヲ建設スルノデス住宅ハ県ノ規程デ一八坪以上ノ瓦葺ト云フコトニナツテ居マス畜舎ハ杉皮葺ノ掘建大体ノ坪数ハ一五坪程度ノモノヲ必要トシマスカラ此等ヲ附随シタ井戸ヤ小農具ノ購入或ハ産業組合出資金等ヲ加ヘルト約一、二〇〇円位必要ナ訳デス而シ移住家屋ニ対シテハ県カラ一戸当リ三〇〇円ノ補助金ガ交付サレタノデス移住家屋ガ出来数ヶ月分ノ食糧サイアレバ開墾労銀ヲ以テ生計シ得ラレ又肥料ノ購入ニ當ツテハ産業組合ヲ利用スルコトガ出来マスカラ自然経営ガ成リ立ツ訳デス

五、事業費ノ償還

移住者ハ配當耕地ヤ宅地ニ対シ素地代ヤ工事費ヲ二四ヶ年賦デ県ニ納入シナケレバナリマセン此ノ義務ガ完了スレバ土地ハ無償譲渡サレマス年賦金ハ均等償還ニナツタ場合デモ地方ノ小作

料ニモ及バナイ輕イ金額ニテ済ムコトニナツテ居リマス即チ初
メ三ヶ年ハ一戸当リ年額四八円三五錢デ第四年目以降二十四ヶ
年間ハ年々反当リ二円八三錢二厘弱ト云フ僅カナ金額デ一戸当
リ年額九〇円六十二錢デス

六、開墾三年目ニ於ケル経営ノ實際 自昭和十四年三月現在
至同十五年二月

家族 四人九分 従業員 二人三分 労働能力 一人九分

一ヶ年労働日数五七〇、四日 耕作面積 冬作一町一反歩

夏作一町七反歩

種別	収 入		種別	支 出	
	現物	現金	現物	現金	計
農業収入	三〇・六七三・三九	九三・六六	經營費	六四・五四九・一七	四三・九一
開墾	—	一四・三三	家計費	二一、四三三・六三	三・三九
勤勞収入	—	—	其他	—	—
其他収入	—	二・七	其他	—	—
計	三〇・六七三・三九	一〇八・〇〇三・三九	計	二四・七三〇・三三	九〇・〇〇

差引残現物金一四円五〇錢 現金一九七円六五錢 計金二一二円

一五錢

〔本町 仲西正次家文書〕

三二三〔昭和一六年五月矢矢原国営開墾事業施行関係書類〕

一六農政第一一四九七号

昭和十六年五月二十三日

福島県知事殿

農林次官 井 野 碩 哉

矢吹原開墾国営事業施行ノ件

東北地方ニ於ケル農村ノ現状ニ鑑ミ之レカ対策トシテ大開墾地
ノ開発ヲ行ヒ潰廃耕地ヲ補足シ以テ耕作面積ノ適正ヲ保持シ農業
経営ノ基礎ヲ安固ナラシムルト共ニ事業関係ニヨル帰農者並ニ優
良自作農民ヲ扶植シ併セテ生産ヲ拡充シ食糧自給ノ強化ヲ企画ス
ルノ趣旨ニ依リ今般貴管下矢吹原地区ヲ選定シ大規模開墾計画ヲ
樹テ其ノ主要工事ハ国営ニテ施行可相成見込ニ候条左記事項御了
承ノ上御異議無之場合ニ於テハ夫御処理ノ上国営事業施行申請
書至急御提出相成度依命此段及通牒候也

追而本件申請ノ御見込ニ付テハ折返シ御申出相成度

記

第一 矢吹開墾事業ハ別冊福島県矢吹開墾計画書ニ基キ其ノ主要

事業ヲ国営トシ其ノ他ヲ地方事業トシテ施行スルモノナルコト

第二 県ハ国営事業費中工事費予算総額二、二五〇、〇〇〇円ノ

四割ニ相当スル金額即チ九〇〇、〇〇〇円（決算額カ予算額ヨ

リ減シタルトキハ決算額ノ四割ニ相当スル金額トス）ヲ国営工

事完了後又ハ国営事業工事費総額ヲ支出後六年度目（昭和二十

七年度）ヨリ二十五ヶ年ニ等分シタル金額ヲ毎年度国ニ納付ス

ルモノナルコト

第三 国ニ於テ国営事業費予算ノ総額ヲ支出スルモ国営工事ノ全部ヲ完成スルコト能ハサル場合ハ其ノ残工事ハ県ニ於テ施行スルモノナルコト

第四 地方事業中主要水路工事及其ノ附帯工事ハ県ニ於テ施行シ残余ノ事業ニ於テ施行シ又ハ耕地整理組合ヲシテ施行セシムルコト

第五 地方事業ニ対シテハ別ニ定ムル規程ニ依リ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付スル見込ナルコト

助成金ハ開墾工事費及事務費ニ付テハ四割以内、移住家屋ニ付テハ一戸当リ三百円以内、共同建造物ニ付テハ建築費ノ三割以内ノ見込ナルコト

第六 国営事業ニ依リ生シタル工作物其ノ他ノ設備ハ特ニ指定スル条件ニ從ヒ維持管理ヲ行ヒ費用ヲ負担スルモノナルコト

第七 国営事業施行申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添付スルコト

一、地方事業中県ニ於テ施行スル事業ニ対シテハ事業計画書及予算書

二、地方事業中耕地整理組合ニ於テ施行スル事業ニ付テハ設計書規約及各年度収支計算見込書

三、地方事業施行ニ関スル諸規定

四、地方事業ニ関シ県ト耕地整理組合トノ間契約ヲ締結シタル場合ニ於テハ其ノ契約書写

五、前各号ニ掲クル書類ノ外認可、認可議決又ハ同意ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ証スル書面

第八 県ニ於テ前項ノ書類ニ記載シタル事項ヲ変更シ又ハ変更ヲ認可セントスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受クヘキコト

第九 農林大臣必要ト認ムルトキハ第七項ノ書類ニ記載シタル事項ノ変更ヲ命スルコトアルベキコト

一六耕第一五六号

矢吹原開墾国営事業施行申請

矢吹原開墾国営事業施行ノ件ニ関シ本年五月二十三日附一六農政第一一四九七号ヲ以テ御通牒相成候処御通牒各項ニ対シテハ異存無之候ニ付速カニ国営事業施行相成度関係書類相添ヘ此段及申請候也

昭和十六年五月二十六日

福島県知事 江 辺 清 夫

農林大臣

石 黒 忠 篤 殿

添付書類目次

一、県営事業計画書並予算書

二、耕地整理組合設計書規約並各年度収支計算見込書(七組合分)

三、地方事業施行ニ関スル諸規程(目下手続中)

四、地方事業ニ関シ県下耕地整理組合トノ間ニ締結スベキ契約書

(目下手続中)

五、耕地整理組合設立認可書写

右ノ外認可許可議決又ハ同意ヲ要スルモノ(目下手続中) 以上

農林省指令一六 農政第一一七〇一号

福島県

昭和十六年五月二十六日附一六耕第一五六号申請矢吹原開墾国営事業施行ノ件承認ス

昭和十六年五月三十一日

農林大臣 石 黒 篤

〔昭44 刊「福島県農地開発史料第一巻」抜粋〕

三一四〔昭和十六年六月矢吹原国営開墾起工式式辞〕

農林大臣式辞

本日茲に朝野の来賓を迎へて矢吹原開墾工事起工の式典を挙行するに至りたるは最も欣幸とする所なり抑々矢吹原開墾地区は福島県の南部岩瀬、西白河郡両郡に跨り矢吹町を略々其の中心とする広袤凡そ三、八〇〇町歩に及ぶ一帯の平野にして明治初年東北御巡幸の砌り畏くも明治天皇開墾御奨励の聖旨を賜り本地区内岩瀬郡鏡石村に宮内省直営の農場を設けさせられたるに端を発し爾来

地元民の之が開墾に關し要望切なるものにありたり。

政府は福島県及地元の要望を容れ矢吹原開墾国営事業を施行することとし本年三月国営事務所を此の地に開設し本日県営並組合事業と共に起工の式典を挙ぐるに至れり。

本事業の目的は水利土工を完うして新たに耕地を開墾し以て殖産の方途を講ずるに止らず因て以て農業経営を安全ならしめ稼穡の基礎を鞏固ならしむるものにして之が完成は一に事業関係各位の和衷協力と不撓の努力を要するは勿論更に諸賢の援助に依り始めて之れが大成を期し得べし。

茲に來臨の各位に深甚なる謝意を表すると共に聊か所懐を陳へて式辞とす。

昭和十六年六月四日

農林大臣 石 黒 篤

知事式事

本日を下して矢吹原開墾事業の起工式を挙行するに当り貴賓並に事業関係多数の御賓臨を辱ふしたるは洵に欣幸とする所なり。

抑々矢吹原は広袤八、〇〇〇町歩土地肥沃にして農耕に適すと雖も水利の便に之しきが為土地の利用価値極めて低き状態に在るを遺憾とし其の用水源を阿賀川の支流に求め以て当地方を開墾せんことを企圖し矢吹原開墾期成同盟会或は矢吹原開墾審議会等

組織し本事業実現の促進に努力し来りたるや年久し候。

曩に政府は東北地方振興策として各般の施設をなしたるが地方多年の要望たる本事業も亦幸に政府の容るるところとなり昨年三月第七五回帝國議會に於て主要工事國營に要する経費の協賛を得、次いて本年三月第七六回帝國議會に於て國營事業に伴う地方事業の助成費予算成立し更に地方事業に要する経費も夫々計上を見るに至り茲に事業施行の諸準備全く整い本日をして起工の式典を挙ぐるに至りたるは吾人の歡喜に堪へざる所なり。

本開墾事業は國、県及耕地整理組合に於て夫々分担施行するものなるが県營事業に在りては國營に伴う主要水路工事の施行に當ると共に優良なる自作農を創設する目的を以て三百戸の自作農家の創設を行ひ県有地七七九町歩を開墾する見込にして県は曩に事業費二、一五八、七三〇円の予算を計上し國營及組合營事業と相俟て全事業の完成を期せんとす。

今や我國は未曾有の重大時局に際会し國を挙げて国力の充実に邁進しつつあるの秋、食糧増産の喫緊なるは言を俟たざる所本事業の使命亦大なりと言はざるべからず。

而して本事業の成果に期待すること切なるものありと雖も之か完成には尚幾多の難関に逢着することあるべきを予想せざるべからず之に携わるもの宜しく其使命の重大性を認識し堪能なる技術と周到なる注意とを以て協力戮力不撓の努力を傾注せられんこと

を希望して止まず。

庶幾くは關係諸氏の御協力と御援助に依り本事業の成果に有終の美を掌握せられんことを茲に所懐の一端を述べ以て式辭とす。

昭和十六年六月四日

福島県知事 江 辺 清 夫

〔昭44 刊「福島県農地開發史料第一卷」抜粋〕

三一五〔昭和十六年矢吹原開墾關係耕地整理組合申請〕

○昭和十六年七月二十八日

福島県經濟部長

矢吹町、川崎村、鏡石村、浜田村

須賀川町、信夫村、中畑村

關係七耕地整理組合長殿

矢吹原開墾事業施行ニ関スル件

予テ打合中ニ係ル矢吹原開墾事業ニ付テハ左記条件ニ依リ施行致
度候条条件全文ニ関シ組合会ノ議決ヲ經テ國營並県營事業施行申
請書御提出相成度依命及通牒候也

記

第一 矢吹原開墾事業ハ別冊矢吹原開墾計畫書ニ基キ國營事業、

県營事業並耕地整理組合營事業トシテ施行スルモノナルコト

第二 國營事業費中工事費予算總額二百二十五万円ノ内六十三万

円ハ関係耕地整理組合ニ於テ開田面科割ニ按分シ昭和二十七年
度ヨリ二十五ヶ年ニ等分シタル金額ヲ毎年度県ノ指定スル期日
迄ニ県ニ納入スルモノナルコト、但シ国営工事業ニ増減ヲ来タ
シタル場合ハ本納付金モ相当額ノ増減ヲ来スコトアルモ異議ヲ
申出デサルコト

第三 県有地及民有地ニ共通スル工事ノ内国営事業ニ接続スル幹
線水路及主要支線水路工事ハ福島県営ヲ以テ施行スルモノナル
コト

第四 開墾事業ニ対シテハ別ニ定ムル規程ニ依リ毎年度予算ノ範
囲内ニ於テ助成金ヲ交付スル見込ナルコト

助成金は開墾工事費及事務費ニ対シ四割以内ノ見込ナルコト

第五 県営矢吹原開墾事業費二一五八、七三〇ノ内県ト耕地整理
組合トノ共通事業費ニ対シ八四、四三二円ヲ関係耕地整理組合
ニ於テ按分シ県ノ指定スル年度割ニ従ヒ指定期日迄ニ県ニ納付
スルモノナルコト但シ本納付金ハ県営事業費ノ増減ニ依リ増額
又ハ減額セララルコトアルモ異議ヲ申出デサルコト

第六 国営事業及県営事業依リ生シタル工作物其他ノ設備ハ特ニ
指定セルモノヲ除クノ外関係耕地整理組合ニ於テ国及県ノ指定ス
ル条件ニ従ヒ維持管理ヲ行ヒ其ノ費用ヲ負担スルコト

第七 土地買収及人夫供出等工事ノ進行ニ付充分国及県ニ協力ス
ルコト

第八 事業施行ニ関シ必要ナル事項ハ一切県ノ指揮ヲ遵守スルコ
ト

昭和十六年九月五日

西白河郡中畑村開墾耕地整理組合

組合長 岡崎 長一郎

西白河郡信夫村開墾耕地整理組合

組合長 渡辺 儀正

西白河郡川崎村開墾耕地整理組合

組合長 矢内 信儀

西白河郡矢吹町開墾耕地整理組合

組合長 仲西 三良

岩瀬郡鏡石村開墾耕地整理組合

組合長 鈴木 省吾

岩瀬郡須賀川町開墾耕地整理組合

組合長 佐藤 市太郎

岩瀬郡浜田村開墾耕地整理組合

組合長 鈴木 哲次

福島県知事

江辺 清夫殿

国営並県営事業施行申請

(別冊)

昭和十六年七月二十八日附一六耕通牒各項異存無之候条国営並県

矢吹原開墾事業計画一覽

営事業施行相成度組合会議事録謄本相添此段及申請候也

総合計画一覽

種 目	総 額	内 訳			摘 要
		国 営	県 営	耕地整理組合 営	
事業費	五、六五〇、九〇〇円	二、四七五、〇〇〇円	二、一五六、七三〇円	一、〇一五、一七〇円	貯水地総面積三〇町 貯水量三〇万立方坪 増産石数約三、〇〇〇石
主要工事	一、六〇〇町	羽鳥貯水池、貯 水池ヨリ開墾地 迄ノ幹線水路	下流部幹線及 支線水路	一、二三町	
開田	六〇〇町	—	三〇〇町	三〇〇町	
開畑	四三〇町	—	六町	三三〇町	
古田整理	三〇〇戸	—	三〇〇戸	—	一戸当リ二町五反歩
自作農創設	—	—	—	—	
事業年度	二、四四九、〇〇〇	自昭和一五年度 至昭和三年度 一、五七五、〇〇〇円 (〇・六八〇)	自昭和一六年度 至昭和三年度 五八六、八九三 (〇・五五〇)	自昭和一六年度 至昭和三年度 三七、一〇八円 (〇・三一一)	括弧内ハ事業費総額ニ対スル負担歩合ヲ示ス
国庫費	五、四四、六二八	—	五、四四、六二八	—	
県費	一、三二二、七七八	二、四〇、〇〇〇 (〇・一〇三)	九三、七七八 (〇・三三三)	—	
移住者	一、四一四、四九四	三、〇〇、〇〇〇 (〇・二二五)	六、四、三三三 (〇・〇三六)	七、〇〇、〇〇〇 (〇・六八)	
耕地整理組合	五、六、九〇、九〇〇円	二、四七五、〇〇〇円	二、一五六、七三〇円	一、〇一五、一七〇円	
計					

西白河郡中畑村開墾耕地整理組合計画

一、事業施行前後ノ土地地目別地積調書

地 目		事 業 前		耕地 拡張 地積		事 業 後	
		台帳地積	実測地積	筆 数	開 田	開 畑	地 積
山 原	畑 田	反 三九・七三	反 三九・七三	三六	反		反 一〇〇・七三
	計						
道 溝	野 林	三六・七五	三五・三〇〇	一五			二四・一〇〇
	計						
堤 丈	路	三〇・七七	二八・一二	二			二・三
	計						
計 増	渠	二六・〇八	一八・三〇〇	三			一四・一〇〇
	計						
計 増	塘	二・九・二三	一・二・一五	七			一・二・一五
	計						
計 増	計	四・五八	四・五八				四・五八
	計						
計 増	計	六・〇三	六・〇三				六・〇三
	計						
計 増	計	七・七	七・七				七・七
	計						
計 増	計	五・六八	五・六八				五・六八
	計						
計 増	計	八九・六一					
	計						
計 増	計	一・三三・一〇三	一・三三・一〇三				一・三三・一〇三
	計						

二、工事施行ニ依リテ得ベキ利益

土地価格増進ニヨル一時的利益

地目	事業前			事業後			増減
	地積 反	反当価格 円	金額 円	地積 反	反当価格 円	金額 円	
畑田	000・000 000・000	000 000	000・000 000・000	000・000 000・000	000 000	000・000 000・000	

711

[illegible]〔昭44 刊〕福島県農地開発史料第一巻〔抜粹〕

三一七〔矢吹原国営開墾事業綜合計画概要〕

矢吹原国営開墾事業綜合計画概要

一、現況

(イ) 関係町村

信夫村、川崎村、中畑村、矢吹村、鏡石村、浜田村、須賀川町七ヶ町村

(ロ) 関係地積

矢吹原開墾地積表

町村名	田	其ノ他	計	備 考
信夫村	四町	一町	五町	其ノ他ハ畑、山林、原野、宅地、池、沼、雑種地等
川崎村	三町	一町	四町	
中畑村	三町	一町	四町	
矢吹村	二町	一町	三町	
鏡石村	二町	一町	三町	
浜田村	二町	一町	三町	
須賀川町	三町	一町	四町	
計	二四町	一、五町	二五、五町	

二、計画

(イ) 水 源

湯本村羽鳥ニ貯水池ヲ築造シ隈戸川ニ導水放流シ大屋村日和田ヨリ新ニ水路ヲ掘鑿シ信夫村ヲ経テ地区内ニ導水シ開田ニ利用ス

羽鳥貯水池

満水地積二一七二米平方(約二二二町歩) 堤塘高三六、五米(一二〇尺)

満水深三三・四(一一〇尺) 貯水量二二、四一二、〇〇〇

立方米(三、七二八、九〇〇立方坪) 利用水量一九、〇八七、〇〇〇立方米(三、一七五、六〇〇立方坪)

(ロ) 用水路

(1) 地区外用水幹線

大屋村日和田ヨリ取入レ信夫村ヲ経テ川崎村踏瀬部落ノ東端ヲ終点トス

(2) 地区内用水幹線

踏瀬ヨリ国道東側ニ並行シ五本松東方ニテ鉄道線路ヲ横断シ鉄道東側ニ沿ヒ隧道ニテ矢吹町大和久部東方ニ出テ鉄道ニ並行シテ矢吹町東端ニテ鉄道ヲ横断シ鉄道両側ニ並行シテ鏡石村笠石南端ニテ鉄道東側ニ出テ鏡石停車場ノ東端ヲ終点トス

(3) 用水支線地区内一七線アリ町村別ニ示セバ信夫二、川崎

二、中畑二、矢吹六、鏡石四、浜田須賀川一

(ハ) 開 墾

開田 一、六〇〇町歩(内県有地四七九町歩 民有地、一、

一二二町歩)

開畑 六〇〇町歩（内県有地三〇〇町歩 民有地 三〇〇町歩）

町村別開田開畑地積割表（民有地）

町村名	開田地積	開畑地積	計
信夫村	七町	六町	一三町
川崎村	六町	三町	九町
中畑村	四町	三町	七町
矢吹村	四町	三町	七町
鏡石村	四町	三町	七町
浜田村	三町	一町	四町
須賀川町	一、二三町	三〇町	一、四三町
計	三〇町	一、四三町	一、七三町

(2) 移住計画

県有地内ニ三〇〇戸ノ自作農ヲ創設ス

三、事業主体

(1) 国営事業

羽鳥貯水池工事

地区外幹線水路 大屋村日和田ヨリ取入レ川崎村踏瀬ニ至ル

(2) 県営事業

地区内用幹線水路 踏瀬ヨリ鏡石駅東端終点マデ工事用水支

線水路 地区内一七線

開田四七九町歩 開畑三〇〇町歩 自作農創設三〇〇戸

(3) 組合事業

開田一、一二一町歩 開畑三〇〇町歩 旧田整理三四〇町歩

四、事業年度

種別	工事開始	工事終了	継続年額
国営	昭和十五年	昭和二十一年	七ヶ年
県営	昭和十六年	昭和二十二年	七ヶ年

五、事業費

総事業費 五、四七五、〇〇〇円

〔国営 二、四七八、〇〇〇円
県及組合営 三、〇〇〇、〇〇〇円〕

六、土地所有者負担

(1) 国営事業ニ対スル負担

国営事業費ニ対シ四割ヲ無利子ニテ工事完了後五ヶ年据置キ二十五ヶ年賦均等償還ニテ国庫ニ還付ス

(2) 県営事業ニ対スル負担

県営事業中央県有地開発ニ要スル費用ハ国庫四割ノ外全部県費負担トス、組合共通事業ハ国庫補助四割ノ外県費ト組合負担トス

(3) 組合事業

国庫補助四割

以上ノ補助金ヲ除キ反当負担額開田一二〇円乃至一五〇円

年賦償還

国営事業 昭和二十八年ヨリ反当一ヶ年二五〇円 二十五

ヶ年間償還

組合事業 二十五ヶ年賦償還トス

〔昭44 刊「福島県農地開発史料第一巻」抜粋〕

三二八〔矢吹原県営開墾事業計画概要〕

県営事業計画概要

一、現 況

(1) 位置及区域

県営開墾事業区域ハ昭和十年宮内省ヨリ払下ゲヲ受ケタル旧
御料地ニシテ岩瀬郡須賀川町、浜田村、鏡石村、西白河郡川
崎村、信夫村、矢吹町、中畑村及三神村ノ八ヶ町村ニ跨リ数
個ノ団地トナリテ存在スル土地ニシテ開墾予定地ノ間ニハ多
数ノ小丘陵ト共ニ狭ナル水田又ハ低湿ナル原野点在ス
地区ノ約六割ハ原野及山林ニシテ三割ハ畑地一割ハ水田及溜
池ナリ

(2) 関係地債

地目	地 積	摘 要
畑 田	九六・〇〇〇町	六六・〇〇〇修練農場用地二町集団農耕地開発地三四町ヲ含ム

山林 四九・五〇〇民有地六町ヲ買収編入
原野 三一・二〇〇修練農場用地三町編入
防風林 二四・四〇〇
其他 四四・九〇〇
計 一八二・九〇〇

二、事業施行ノ目的

県有地トシテ払下ゲヲ受ケタル目的ヲ開発シテ自作農ヲ創設ス
ルニアリタルモノニシテ従ツテ今回主要工事即羽島貯水池並地
区外用水幹線工事ハ之ヲ国営ヲ以テ施行セラルルコトナリタ
ルヲ以テ県ハ県有地ノ開田開畑工事ヲ行ヒコニ自作農ヲ創設
セントスルモノニシテ自作農ニ必要ナル移住家屋及共同建造物
ノ建築ヲ行ヒ併セテ其間ニ介在スル古田ヲ整理シテ美田トナス
モノトス尚国営ニテ施行スル幹線水路ニ接続スル地区内幹線水
路及主要ナル支線水路ハ其性質上之ヲ県営ヲ以テ施行スルコト
トセリ

三、県営事業計画

(1) 地区内用水幹線

国営ニテ施行スル地区外用水幹線ニ接続スルモノニシテ西白
河郡川崎村踏瀬部落ノ東端ヲ起点トシ国道東側ニ並行シテ五
本杉東方ニ出テ鉄道ヲ横断シテ鉄道東側ニ沿ヒ矢吹町大和久
東方ヨリ鉄道ニ並行シテ北上シ矢吹町北端ニテ鉄道ヲ横断シ

テ西側ニ出テ更ニ北上シ鏡石村笠石南端ニテ更ニ鉄道ヲ横断シテ東側ニ出デ鏡石停車場東端ニ終ル水路（大部分混凝土舗装トシ延長一〇、二六九米約二里半）ナリ

(2) 用水支線

地区用水幹線及地区内用水幹線ヨリ分岐スルモノニシテ、各団地毎ニ分水スル計画ナリ。延長四三、二〇〇米（約一里）アリ町村別ニ支線數ヲ示セバ信夫村二、川崎村二、中畑村二、矢吹町六、鏡石村四、浜田須賀川一、計一七線ノ予定ナリ

(3) 開 墾

開田予定面積四七九町歩開畑三〇〇町歩ニシテ内開田五町歩ハ修練農場用地二四町歩ハ昭和十一年度ヨリ昭和十四年度迄ニ県営ヲ以テ施行シ畑地経営ヲ為サシメツ、アル集団農地開發事業地内ノ土地ヲ編入シテ開田シ以テ七八戸現在ノ移住者自家用飯米ヲ得セシムルモノトス

開畑三〇〇町歩中二一〇町ハ県有地内ヨリ開畑シ九〇町歩ハ民地ヲ買収シテ開畑スルモノトス

(4) 古田整理

地区内ニ介在スル県有古田ハ其形状不規則ナルノミナラズ開田地域ト複雑ナル接続ヲナシ道路水路ノ設備ナク全クノ天水田ナリ開田事業ノ施行ニ從イ道路水路ヲ新設スルトキハ尚一

層不規則トナリ古田ノ交換分合區整理施行セザルトキハ耕作ニ甚シキ不便ヲ来スノミナラズ水利上ノ損失亦大ナルヲ以テ九〇町ニ對シ古田整理ヲ施行スルコトセリ

(5) 防 風 林

本地方ハ西北ノ風強キヲ以テ南北ニ連ル防風林ヲ設ケ耕地ノ保護ヲナスモノトス

(6) 自作農創設

本開墾地ニ對シ三〇〇戸ノ自作農ヲ創設スル予定ニシテ内二三〇戸ハ移住者ニ求ムルモノトシ之ニ要スル移住家屋二三〇戸及共同建造物一〇棟ヲ県営ヲ以テ建設スルモノトス
自作農家一戸当分土地及総面積

地 目	一戸当分配面積	總所要面積
田	一・五町	四五〇町
畑	一・〇	三〇〇町
薪炭林	一・三	三九〇町
宅地	〇・一	二三〇町
共同建造物敷地		一〇町
計		一、四五〇町

(7) 工事前後の地目別面積

地 目	工 事 前 面 積	耕 地 拡 張 面 積		工 事 後 予 定 面 積	摘 要
		開 田	開 畑		
山 田	六・〇八〇			五七五・〇八〇 町	古田整理六町
原 野	六三六・〇二七	三〇三・〇〇〇		六五・〇二七	
防 風	四九八・四〇七	一〇〇・〇〇〇	一五・〇〇〇	一八四・四〇七	
宅 地	三三・〇八五	六・〇〇〇	一〇四・〇〇〇	一三二・〇八五	防風林三町存置
溜 池	二四・三七八			二二・三七八	
道 路	一五・九〇四・四五			三八・九〇四・四五	
水 路	四・二〇八			四・二〇八	
道 路	七・三七八			七・三七八	
溝 渠	一・六〇八			一・六〇八	
計	一・八三五・二〇五・四五	四七九・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	一・八三五・二〇五・四五	
合 計	一・八五一・九〇六・四五	四七九・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	一・八五一・九〇六・四五	

備考 修練農場用地原野三町、畑二町、計五町及集団農耕地開発事業地二四町を編入し、且民有地九〇町歩を買収して本地区に編入した。

(8) 事業開始、昭和十六年四月 事業完了 昭和二十三年三月 継続七ヶ年

事		業		前		事		業		後		差		引		摘要
地目	作物名	作付反別	反当収量	収量	作付反別	反当収量	収量	増収	減収	収	引					
田	水大紫 稲麦種雲	九・二反	一・六石	一・五七石	五・七五反 一・四〇 一・一五 二・三〇貫	二・〇石 二・〇 一・〇 三・五〇貫	二・三三石 二・八〇 一・一五 八・五〇〇貫	九・七六五石 二・八〇 一・二五 八・五〇〇貫								二割五分作付 二割作付 四割作付
畑	小大 麦豆	六・三六〇 六・三六〇	一・四 〇・七	八・九三 四・四六六	六・一五〇 六・一五〇	一・四 〇・七	八・六〇 四・三五		〇・三三 〇・六一							

(イ) 事業費（全体計画）

718

費目	年度	昭和六年度	一七年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	二二年度	計
工事費		一九、八七・五	一三、八三・五	二九、〇九・二	三七、〇七・〇	一九、一〇〇・〇	一八、八八〇・〇	一、〇〇〇・〇	一八八、〇〇〇・〇
用水幹線				四八、二四・八	一六七、三五・〇	三七、〇七・〇	三三、八〇〇・〇	三〇、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
同支線					六六、三三・〇	三三、七六・七	三三、七六・七	三三、七六・七	一、〇〇〇・〇
開田					二〇、八五・三	三三、〇九・六	三三、〇九・六	三三、〇九・六	一、〇〇〇・〇
機械購入				三三、五七・三	三三、五七・三	三三、五七・三	三三、五七・三	三三、五七・三	一、〇〇〇・〇
防風林				二〇、六二・七	三三、〇九・六	三三、〇九・六	三三、〇九・六	三三、〇九・六	一、〇〇〇・〇
工事費				四八、七九・九	一、四三・〇	八、四七・五	二、二五〇・〇	八、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
自作農創設				八、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
移住家屋並共同建造物				八、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	二九、〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
素地買収				二七、六六・〇	二〇、〇六・九	二〇、〇六・九	二〇、〇六・九	二〇、〇六・九	一、〇〇〇・〇
開墾事務費				三、九六・三	二〇、〇六・九	二〇、〇六・九	二〇、〇六・九	二〇、〇六・九	一、〇〇〇・〇
組合事業指導監督費				二九、八六・七	一三、五九・二	一三、五九・二	一三、五九・二	一三、五九・二	一、〇〇〇・〇
組合事業指導監督費				三、一五・七	四、四二・〇	五、〇〇〇・〇	二〇、〇六・九	二〇、〇六・九	一、〇〇〇・〇
古田整理費				二、〇三・二	二、四七・三	一、五〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
古田整理費						三、〇〇〇・〇	三、〇〇〇・〇	三、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
合田整理費				八三、四三・九	二四、九八・四	六八、六九・二	五〇、二五・八	三九、四〇・〇	二、一五七・〇
計									

事業費年度割調

費目	年度	昭和六年度	一七年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	二二年度	計
工事費									
用水幹線									
同支線									
開田									
機械購入									
防風林									
工事費									
自作農創設									
移住家屋並共同建造物									
素地買収									
開墾事務費									
組合事業指導監督費									
組合事業指導監督費									
古田整理費									
古田整理費									
合田整理費									
計									

工事年度割予定

工 幹 支 開 開 機 防 自 移 共 素 古	事 路 路 田 畑 入 林 設 屋 設 家 住 同 地 田	費 目	年 度
線 線 水 水	線 線 水 水	昭和六年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃七年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃八年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃九年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃〇年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃一年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃二年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃三年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃三年度	100 100 100 100
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	計	100 100 100 100

(口) 財源調

[illegible]

第5編 近 代 2産業・経済

自昭和十六年度へ至昭和二十二年度県営事業費負担区分

種別	費 業 事 発 開 地 耕															田古有県 業改良事				
	工 事 費	水 路 費	開 墾 費	機 械 購 入 費	防 風 林 費	工 事 雜 費	自 作 農 創 設 費	移 住 家 屋 並 共 同 建 造 物 費	素 地 買 収 費	事 務 費	開 墾 事 務 費	組 合 事 業 指 導 監 督 費	經 営 指 導 費	古 田 整 理 費	古 田 整 理 費					
科 目																予 算 総 額	国 庫 補 助	県 負 担	移 住 者 負 担	耕 地 整 理 組 合 負 担
	1,041,300 円	633,000	377,400	40,200	4,500	26,100	86,000	760,000	108,000	190,100	16,000	47,500	16,600	59,400	59,400	2,158,730	556,893	534,668	993,778	84,433

○耕地整理組合営事業計画

(1) 開発計画(地区別は別紙の通り)

地 目	工事前実測面積	耕地拡張面積		工事後予定面積
		開 田	開 畑	
山 原 宅 池 溜 魔 道	畑 田			
林 野 地 沼 池 敷				
路 渠 塘 池 敷				
手 計				
合 計				
一、九四九・七三九	町	一、四九七・七三九	町	一、四九七・七三九
三、六・九二〇〇		三、四・九二〇〇		三、四・九二〇〇
八〇五・三三九		二九・九七九		二九・九七九
一三・二四〇〇		三九・〇〇〇		一・六九〇
三・〇三三・一五				三・〇七五・一五
一・一四〇				一・一四〇
〇・三〇五				三〇五
〇・一三九				〇〇七
一、八七・八五八・一五	町	一、三三・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	一、八七・八五八・一五
三・三・〇〇				三・三・〇〇
一五・五〇〇				一五・五〇〇
一・七三三				一・七三三
二・一八二				二・一八二
〇〇一				〇〇一
五〇・五三				五〇・五三
一、九四八・六三六・一五	町	一、三三・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	一、九四八・六三六・一五

(2) 事業費予算

費 目	予 算 額	内	
		助成該当額	非助成額
工 事 費	七四三、七四〇 円	七四三、七四〇 円	
古田整理費	三三三、八〇〇		三三三、八〇〇
県営事業負担金	六、四三三		
事 務 費	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	
国営事業負担金	六〇〇、〇〇〇		
計	一、七四二、九七三	七四三、七四〇	三三三、八〇〇

〔昭44 刊「福島県農地開発史料第一巻」抜粋〕

三一九〔弥栄部落建設概況〕

県営矢吹原開墾 弥栄部落建設概況

開墾事業及移住

一 昭和十年八月二十六日、開墾助成事業として農林省の指令を受け、事業費、三万五千八百十五円を投じ、開畑四十町歩の工事業工を見た。

一 昭和十一年五月二十七日、四十八名の入植者が三棟の共同合宿舎に入り、直ちに開墾事業と共同作業が始まった。

一 昭和十一年十月三十日、集団地農耕地開発事業として総面積三百二十二町余の内開畑百四十町歩事業費五万六千六百七十円を計上して着工した。これが中畑村稲荷釜に弥栄部落として四部

落四十八戸が前記開墾助成によるものを合し、一戸当三町歩の畑作農家の誕生である。

一 その後、入植希望者が多かったので昭和十二年三月十二日事業を新に大字柏山、及川崎村、三神村の県有地を合せ、地区を六百四十一町歩に拡張し、開畑五十九町歩、共同経営田七町八反を増設し、追加入植三十戸を加へ事業費は移住家屋補助金を合せ糞の開墾事業費を合算して総額十三万八千六百二十五円七銭の事業計画を農林省の認可を得て実施した。

一 移住家屋は一戸当三百円の補助を受け昭和十一年度に四十八戸を十二年度に残り三十戸の建設を完了し、十一年十二月より家族の転入を見て、農業経営に画期的発展を加えた。

一 昭和十二年度に部落集会场兼共同作業場四棟と中央集会场兼集荷配給所一棟を建設した。

当初の農家経営計画

一、耕 地 一戸当 畑二町五反

共同経営 畑四十町 田七町八反

二、主要作物 陸稲、粟、稗、蕎麦、大小豆、大小麦、甘

藷、馬鈴薯、玉蜀黍、菜種、こんにゃく、

大根、菜類、西瓜、南瓜、人参、牧草、か

ぶ、青刈大豆、ヘヤリーベッチ、柿、栗、

梅

三、家 畜 一戸当 牛一、緬羊、山羊五、豚二、鶏五

○、兎一〇

四、養 蚕 一戸当 菜園二反五畝、収繭目標 上繭三

○貫、春蚕四割、初秋蚕二割五分、晚秋蚕

三割五分

五、農産加工 切干大根 玉屑繭利用

六、共同採草地 三十九町

共同薪炭林 百十七町

七、県への納入金 一、五九九円三九銭 二十四ヶ年々賦

産業組合

一、昭和十一年九月三十日設立

保証 責任 弥栄信販購利組合

二、設立当時組合員四八名 出資口数二八三口 出資総額五、

六六〇円

三、当時の事業

共同収益地の経営（償還金及備荒貯蓄充当）

保健厚生、納税貯金積立

神社、共同墓地の建設

部落実行組合の育成

採種圃、試験地の設置

黒毛和牛、緬羊の導入

生産物の共同販売と肥料其の他の共同購入

配電工事

常会の開催、婦人部青年団、小年団の活動助成

生活改善規約の制定と実行

四、本組合は其後農業団体統合に際し解散した。

其 他

昭和十一年建設当時の係官

福島 県 知 事 伊 藤 武 彦

同 耕地課長 上 田 朝 夫

矢吹原開墾事務所長 橋 本 仁 平

同 事務主任 吉 羽 一 郎

同 工事主任 大根田 駿 三

同 経営主任 須 藤 末 藏

〔弥栄 愛沢見家文書〕

三三〇〔矢吹ヶ原集団農耕地開発記念碑〕

屢冷害に見舞われて常に疲弊困憊して居る東北地方農家の窮状に鑑みこれが打開策の一環として政府は畑作を主とする模範農村を建設しその入植者の鞏固な開拓精神を通して一般農民の奮起を促さんことを企図し東北地方集団農耕地開発事業助成要項を定めたが当矢吹ヶ原もその一として昭和十一年五月県営で事業を開始したのであるそして多数の入植志望者より選抜されて七十八戸が

入植したのであるが爾来県営として開墾作業に従事しその傍ら住宅建設家畜の育成新墾地の営農等あらゆる苦難と欠乏に耐え刻苦経営すること四年その間昭和十三年五月十三四兩日の大霜害では麦その他農作物は全滅し一時は茫然自失中には離農を口にするものもあったが入植当時組織した弥栄産業組合を最も巧に利用運営してこの難局を見事に突破し予定期間に予定以上の開発を完成して模範的な楽土安住の地を建設したからである昭和二十二年八月十九日には畏くも天皇陛下の行幸を仰ぎ親しく激励の御言葉を賜り吾等感激筆舌に尽し難く茲に十五周年を迎えるに当り創業以来の事業の一斑を敘してこの楽土と共に子子孫孫に伝う

福島県知事 大竹 作 摩

題額併選文

〔矢吹町 稻荷釜地内〕

4 農 業

三二一〔明治一八年馬耕器使用法伝習会通知〕

勸第四拾四号

中畑村 世話掛

農具改良之為メ肥後地方慣用ノ馬耕器（縦鋤并馬耙）并教師ヲ派

遣シ器械之使用方法伝習致サシムベク旨客年十一月十四日勸第五

五七号以郡達相成居候処明二十九日馬耕教師出張白河町ニ於テ実

ニ就キ伝習候ニ付有志者出張為致候様可取計旨郡衛第二科者へ照会越候条其村有志之者ハ西白河郡役所第二科へ出頭届済之上伝習ヲ可受旨村内へ無洩可相達此旨至急ヲ以テ相達候事

明治十八年五月二十八日

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長 中 葉 重 朗郎

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三二二〔明治二三年西白河郡臨時農事調〕

臨時農事調

西白河郡

調査主眼

西白河郡農業

一農戸数 五千八百八十七戸

専業 四千六百五十八戸

兼業 千二百二十九戸

一農人口 三千六千六百二十四人

十五歳未満 一万九百九十一人

十五歳以上 一万七千六百五十一人

五十歳以上 六千九百八十二人

専業 三万千百十一人

兼業 五千五百十三人